

◎議 事 日 程（第 2 号）

平成22年12月 7 日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 議案第63号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第64号 愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第65号 海部地区環境事務組合理約の変更について
- 日程第 4 議案第66号 愛西市勝幡児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第67号 愛西市草平児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第68号 愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第69号 愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第70号 愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第71号 愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第72号 平成22年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第11 議案第73号 平成22年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第12 議案第74号 平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第13 議案第75号 平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第14 議案第76号 平成22年度愛西市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第15 請願第 3 号 T P P 交渉参加反対に関する請願について
- 日程第16 請願第 4 号 T P P の参加に反対する請願について
- 日程第17 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（24名）

1 番	大 野 則 男 君	2 番	島 田 浩 君
3 番	吉 川 三津子 君	4 番	大 島 一 郎 君
5 番	下 村 一 郎 君	6 番	永 井 千 年 君
7 番	石 崎 たか子 君	8 番	竹 村 仁 司 君
9 番	鷺 野 聰 明 君	10番	堀 田 清 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	岩 間 泰 彦 君
13番	真 野 和 久 君	14番	加 藤 敏 彦 君
15番	日 永 貴 章 君	16番	榎 本 雅 夫 君

17番 加賀博君
19番 大宮吉満君
21番 山岡幹雄君
23番 近藤健一君

18番 大島功君
20番 八木一君
22番 前田芙美子君
24番 中村文子君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	五富利清彦君	会計管理者兼 会計室長	伊藤忠俊君
総務部長	水谷洋治君	企画部長	石原光君
収納担当部長	飯田十志博君	教育部長	山田喜久男君
経済建設部長	加藤善巳君	上下水道部長	大島静雄君
市民生活部長	篠田義房君	福祉部長	加賀和彦君
消防長	横井勤君	児童福祉課長	佐藤敏彦君
建設課長	恒川美広君	業務課長	鈴木幸雄君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	伊藤浩幹
書記	田尾武広		

午前10時00分 開議

○議長（大宮吉満君）

本日、市長代理で副市長が、自治功労者、堀田重幸氏の弔辞奉読に参列する旨の報告がありましたので、これを許可いたしました。なお、副市長は、10時半ごろから中座の予定でございます。よろしく願いいたします。

本日は、御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第63号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

日程第1・議案第63号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、15番・日永貴章議員、どうぞ。

○15番（日永貴章君）

議案第63号につきまして質問させていただきます。

今回の改正につきましては、基本料金が1戸2名までの料金を3,300円から4,300円に改正するものでございますが、この改正が必要である主な改正理由と改正根拠についてお示ししていただきたいと思っております。

また、この改正案が決定するまでのプロセスをお聞きいたします。

○上下水道部長（大島静雄君）

それでは、改正の理由及び根拠につきましては、地域し尿処理施設コミュニティープラントの維持管理に要する費用が、平成23年度から平成27年度までの機器修理計画におきまして、現在の使用料では維持管理できないため料金の改正をする必要があるからでございます。

なお、改定までのプロセスでございますけれども、諸桑団地浄化センターにおきましては、平成15年4月1日に供用開始をされ、7年が経過してまいりましたが、年々修理等に係る維持管理費用がふえる状況であります。組合におきましては、今後どのように運営管理していくか機器修理計画の見積もりをとり、役員で検討した後、3班に分け、浄化センター代表と自治会長2人が、事前に料金改正の説明会を開催して動いてございます。その後に、諸桑団地自治会総会、これは3月7日に開催しておられますけれども、その場で承認されまして、諸桑団地浄化センター使用料見直しの要望書が市の方へ提出され、今回の使用料改正をお願いするものでございます。以上でございます。

○15番（日永貴章君）

維持管理を考えたとき、改正しなければならないということではございましたが、現在の収支

状況と改正後の収支状況が具体的にわかれば教えていただきたいと思います。

それと、先ほど3月7日の総会で承認されたということでしたが、そのとき、承認されるまでに何か御意見が、主なものがあれば教えていただきたいと思います。以上です。

**○上下水道部長（大島静雄君）**

決算の状況でございますけれども、20年度、21年度が出ておりますので、その総額でよろしくお願ひしたいと思います。

20年度の決算状況でございますが、収入が606万3,814円、支出が456万5,919円、繰り越しが149万7,895円。平成21年度の決算状況でございます。収入が620万5,228円、支出が535万7,292円、繰り越しにつきましては84万7,936円でございます。

その他の意見としましては、その総会の場では意見はございませんでした。以上でございます。

**○議長（大宮吉満君）**

次に8番・竹村仁司議員、どうぞ。

**○8番（竹村仁司君）**

議案第63号について質問させていただきます。

今、日永議員さんが質問されたことも私も聞きたかったことでしたので、1点だけ。

自治会総会で、諸桑団地が67世帯ほどあると思うんですが、何名の方が総会に出席をされまして、何名の方で可決をされたのかお伺ひいたします。

**○上下水道部長（大島静雄君）**

この自治会につきましては、総会に約70名の方が出席されまして、その全員の方が賛同されたということで聞いております。

**○8番（竹村仁司君）**

70名中全員賛成というふうなことでしたけれども、事前に皆さんに御説明があられたのかなとは思いますが、いずれにしましても、今後こうした使用料のアップや税率のアップというようなことはあり得ることで、市民にいかに理解を得ていくかが行政の大切な部分になると思うんですが、すべての人が納得するというのはなかなか難しいことだと思うんですけど、一人でも多くの人に納得してもらう努力というのは当然ですし、過半数を得るとというのが民主主義の基本だと思いますが、行政の方には責任説明というものも発生してくると思うんですけど、1点だけ、管理職の方も現場に足を運ぶという行為についてはどのように考えておみえになるかお伺ひします。

**○上下水道部長（大島静雄君）**

会議等があった場合、要請がありましたときには、私どもも出かけるという体勢をとっております。なお、いろんな地区の会につきましても、部長クラスまでは出るようには心がけておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（大宮吉満君）**

次に14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

#### ○14番（加藤敏彦君）

今、日永議員、それから竹村議員が質問されましたので、それを踏まえて、さらに質問をさせていただきます。

3,300円の基本料金が4,300円ということで130%、1,000円アップですけれども、この1,000円アップで、例えば単年度収支なんかで黒字なるのかならないのか、そういう角度からお尋ねをいたしますが、一つは、合併後4年間は事業費の1割の補助があったというふうに聞いておりますが、そういう補助金がなくなっていくと。それから、今説明された修理代が、修理計画に伴う値上げを行われると。どのぐらいの金額の修理を計画されているのか。それで、1,000円ふやしたことによって、収支は合っていくのか、まだ足りないのかという点について1点お尋ねをいたします。

それから、住民合意は、十分な説明でやられているということで答弁をいただいておりますので、割愛をさせていただきます。

それから関連いたしますが、一つは、佐織地区には諸桑以外にも西八幡と東八幡のコミュニティープラントがあるわけですけれども、例えば補助金がなくなるようなことで、こういうところも値上げの問題が出てくるのか出てこないのか、そういう点についてお尋ねをいたします。

もう1点は、勝幡と佐織で公共下水道事業が供用開始になりましたけれども、コミュニティープラントの下水道への接続、それが希望すれば可能なのか。そういう場合に、今請求がされております受益者分担金や負担金、そういうものの関係はどうなるのか。関連して2点お尋ねをいたします。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

先ほど出ました修理計画でございますけれども、その使用料の見直しにつきまして添付された書類がございます。その数字を申し上げますと、平成23年度が130万ほどでございます。24年が150万ほど、それから25年が118万ほど、26年が136万ほど、27年が210万ほどということで、700万を超える数字になってまいります。それで、修繕を5年で終わらしまして、ざっと年間150万ぐらい見積もっておみえでございます。

それから収支の関係でございますけれども、それでざっと計算しますと、使用料、それから市の補助金は、先ほど申し上げてみえましたように、市の補助金が19年、20年とございました。ところが、21年度、22年度につきましては、もう既になくなってきております。その関係もございまして、23年度以降の使用料の改定をしない場合ということで計算が出ておりますが、その数字を申し上げたいと思います。

使用料としては、397万600円ほど見込まれております。市の補助金が、先ほども言いましたようにゼロ円。それから基金の取り崩しで30万ということで、収入で427万8,600円ほどということでございます。支出としまして、管理委託料、これが大きなものでございまして、300万3,000円、電気料で84万ほどを見込んでみえます。水道料金で1万3,200円、電話料金で2万4,000円、機器修繕で、先ほど言いましたように年間の150万ということで538万200円ということで、それぞれ計算されまして、不足分ということで、このような収支の関係で値上げをお願い

いするということでした。

なお、コミプラの関係でございますけれども、この下水道の接続につきましては、大変いろいろな問題があるかと思っておりますので、それぞれいろんな問題をクリアしなければならないことも踏まえて検討する必要もあるのではないかなあということでは思っております。

それから、ほかのプラントの関係でございますが、他の状況につきましては、値上げの意向は今のところ聞いておりません。以上でございます。

**○14番（加藤敏彦君）**

今、収支の見通しということで、収入の方では、使用料、それから基金ということで説明がありましたけれども、基金30万ですけれども、今、諸桑団地のコミプラの基金残高がどの程度あって、それでやっていける見通しがあるのかどうか1点お尋ねをいたしたいと思っております。

**○上下水道部長（大島静雄君）**

諸桑団地につきましては、21年度で、ちょっと古いですが申し上げますけれども、245万543円を基金でお持ちでございます。この分でいきますと、年々減ってまいりますので、少し値上げが必要になってくるだろうということでは踏まえております。以上でございます。

**○議長（大宮吉満君）**

次に3番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○3番（吉川三津子君）**

先ほどからお話を聞いていて、年々修理費ということでこういった下水道料金の値上げというものが避けられないような状況になっていくんだなということを感じているわけなんですけれども、公共下水道の料金とか農業集落排水の料金については、農業集落排水については立田地区と一本化していくというようなお話があるわけなんです、このコミュニティープラントの料金については、今後将来的にどのようにしていくのか。戸別でしていくのか、統一ということを考えていくのか、その点についてお伺いしたいということと、今、こう設定されているわけですが、農業集落排水や公共下水道の料金と比べて、一体、高いのか安いのか、その辺どのように評価されているのかお聞きしたいと思います。

それから、こういったコミュニティープラントの耐用年数について、どう考えていらっしゃるのか、どれぐらいが耐用年数ということで考えていらっしゃるのか。この耐用年数を超えた後、どうする予定なのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

それから、委員会の中で、立田のナビタウンのことについてお伺いをしたことがあると思いますが、ナビタウンが公共下水道の地域にも含まれていない、それから農業集落排水にも含まれていないという問題があると思います。老朽化も進んでいるわけなんですけれども、これも一つの団地の中で下水の処理がされているわけですが、税の公平性という面において、大変不公平な扱いがされているのではないかというふうに思っておりますが、今後、こういったところについては、どのような措置がとられるのか。また、同じような地域があれば教えていただきたいというふうに思います。以上です。

**○上下水道部長（大島静雄君）**

将来的な料金の関係でございますけれども、基本として区域単位で料金の統一及び管理体制についても協議して方向性を見て対応していきたいと考えております。その後、いろいろ段階的に踏みまして、市管理となれば収支状況、公共下水道料金を見据え、段階的に一本化ということになるかと思っております。

それから、機械の耐用年数の関係でございますが、機械につきましては7年、施設につきましては50年ぐらいということで伺っておりますので、機械の修繕が年々出てくるのではないかなということで思っております。

それから、ナビタウンの関係でございますけれども、旧村の事業の経緯、実績もありますので、今すぐとはいきませんが、今後当該地域より要望があった場合は、集落排水に取り込むのか、単独の処理施設で整備するのかを検討し、また地域との調整を図りながら、当市の污水適正処理構想等を見直して進みたいと考えております。以上でございます。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第64号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第2・議案第64号：愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

6番・永井千年議員、どうぞ。

○6番（永井千年君）

まず、この占用料というものの考え方ではありますが、これは道路を利用する対価、すなわち賃料、相当額と現在ではなっていると思いますが、市の実際の道路の固定資産評価額に基づいて、占用物の占用面積や使用料率や修正率などを掛けた市としての積算値を、きちんと出して検討するということが必要ではないかというふうに思いますが、現に、多くの自治体で、独自の占用料を定めてやっていますので、その点の検討が行われたかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、占用料、21年度決算で2,655万、22年度予算で2,659万ということになっておりますけれども、今度の改正提案で23年度がどれだけの金額やパーセントの減収になるのか明らかにしていただきたいと思っております。

それから、占用料というのは主に払っているのが、電気会社や電力会社やガス会社や、大企業が多いわけでありまして、当然きちんと支払う能力が十分ある企業でありますので、この点で、漏れなくきちんと取る必要があるというふうに思いますが、最近、改めて今度の改正に当たって、事前に各企業に調査をして、現在の占用物について改めて報告をまとめられたという

ふう聞いていますが、この点、今の課税状況から漏れたところ、数値的な食い違いがあったのかどうか説明いただきたいと思います。

それから、管類の区分が、今回6区分から9区分に変更になっておりますけれど、この細分化という方向はどういう理由でこの9区分にされたのかと説明いただきたいと思います。

それから、郵便局の関係ですね、郵便ポストだとか、そういう占有物や、あるいはここも有料道路東名阪が通っておりますけれども、この有料道路の関係、これも高架下を占有許可した場合には、きちんと公租公課というものは賦課されるべきであるという考え方が明確になってきているというふうに思いますが、この点、今現状でどういふふうな考え方であるのか説明いただきたいと思います。

それからもう1点、先ほど市独自の占用料の可能性について触れましたが、今回は愛知県の定められた数字どおりに提案されているわけでありまして、この点はなぜ県の条例どおりに今回提案されたのか、その点もあわせて説明いただきたいと思います。

○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、まず市独自に占用料の検討を行ったのかということですが、これにつきましては、現在まで占用料においては愛知県に準じており、市独自の占用料の検討は行ってございません。また、最後に質問がございましたほかの町村もということでございますが、これにつきましても、名古屋市以外につきましては、愛知県の占用料に準じて占用料を定めておるという状況もございますので、当市においてもそのような形をお願いをしているところでございます。

それから、影響額でございますが、今のところ現在の占用料を来年度の改正後に置きかえた場合につきましては、大体1,900万円ぐらいの額になりまして、約640万円ほどの減になるかと思っております。

それから調査の結果でございますが、特に食い違いはございませんでした。

それから管類の関係でございますが、よりわかりやすくするという目的のもとに細分化が図られたというふう聞いております。

それから高速道路の下の関係でございますが、これにつきましては、市の土地でないところについては、高速道路会社の関係のものになるということでございますので、特に、それまでの市としての取り決めはございません。以上でございます。

○6番（永井千年君）

ポスト、郵便ポスト。

○建設課長（恒川美広君）

ポストは愛西市の道路にはありませんので、よろしく申し上げます。

○6番（永井千年君）

今回の改正が、柱類については大体70%から73%ぐらいの引き下げというふうになってますね。それから管類については82%から83%ですので、十数%の引き下げと。先ほど柱類は70%引き下げじゃなくて二十数%、3割近い引き下げということで、柱類と管類に10%ぐらい

の差があるんですけど、これはどうしてそのようになっているかと。

それから、愛知県は確かに名古屋市以外は全部県の条例どおりにはなっているかもしれませんが、全国的には随分多くのところがそれぞれ独自の修正率を使って独自の金額を定めていて、また何年かかかって段階的に引き上げたり、あるいは引き下げたり、それぞれやはり独自に市で検討したという経過のあるところがたくさんあるというふうに思いますけれど、愛西市はやはり独自の検討というのは、国の指針からいったら当然固定資産税評価額に基づいてという考え方が明確にあるわけで、それぞれの自治体で条例を定めてちゃんと決めなさいということですので、固定資産評価額に基づいてやれば、当然食い違ってくるというふうに思いますが、その点、ぜひ一度、試みの計算をきちんとやっていただいて、それがふえるのか減るのか。やった場合にふえるのか減るのかということについて、ぜひやっていただきたいと思うんですが、現在の資料でその辺が判断できるものというものはあるんですか。その2点お願いします。

○経済建設部長（加藤善巳君）

一度やったらどうだということなんですが、愛知県の状況というのは、名古屋市以外はすべて県の基準に基づいてということですので、今のところは県の基準に基づいてお願いをしたいというふうに考えてございます。

それと、柱類と管類の差ということでございますが、これにつきましても、県の方が愛知県の平均というような形で計算をした中で定められたということですので、それに基づいて市としてもお願いをしているという状況でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第3・議案第65号（質疑）**

**○議長（大宮吉満君）**

次に、日程第3・議案第65号：海部地区環境事務組合規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・真野和久議員、どうぞ。

**○13番（真野和久君）**

それでは、海部地区環境事務組合規約の変更について質問をしたいと思います。

今回、いわゆる経費分担の割合が変わるということで、説明の中では、海部地区でも合併が進むことによって団体数が減少したことによってそういう話になったという話ではありますが、愛西市にとっては当然合併をした側でありますので、当然費用負担等はふえる方向にあるのではないかと思います。そういった点で、まずこの変更によって、愛西市においての負担の増加、影響というものについて、まず一つお尋ねをいたします。

それから2点目の問題として、八穂のクリーンセンターの焼却炉、これはセンターができて9年になるわけですが、この9年間の中で、炉の修繕とか、あるいは灰溶融のスラグについてですが、これについては当初販売をするというようなことも計画をされていたということもありました。そうした点で、当初計画との違いとか現状についてどうなっているのかについてお尋ねします。また、今後の計画ですね、八穂のクリーンセンターそのものの今後の計画について、今どのような話がされているのか、またその計画の費用負担等についてどういうふうになっているのかについて質問いたします。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

それではお答えをさせていただきます。

まず、市への影響額の関係ですが、22年度ベースでざっくりした試算をさせていただきますと、議員が今質問趣旨の中で言っておみえになりますように増という形ですが、まずごみ処理費の関係、約600万、それからし尿処理費の関係ですが約150万、それぞれの増となる形になります。

それから、スラグの関係についても、販売すると言っていたんだけど、当初計画との違いはどうかという御質問ですが、これにつきましては、組合の方に、当初計画全量埋め立てという処分計画になっておりましたので、当初からそういう見込みということについては変わっておりません。したがって、違いはないというふうに伺っております。

それから、焼却炉の修繕関係についてもお尋ねでございますが、毎年、定期整備を実施しております。その当初の想定範囲内ということでもありますので、現状の負担金を上回ることはないというふうにこれも伺っております。

それから、大規模な修繕があるんじゃないかというお尋ねでございますが、一応、予定としましては、28年か29年ごろそうした問題が出てくるのではないかというようなお話はあるそうでございますけれども、具体的な協議には入っていないということでございますので、よろしくお願いをいたします。

**○13番（真野和久君）**

それでは再質問を行います。

増になるということで、この件についてそれぞれの市町村からどのような意見があったのかということと、それから二つ目の問題として、スラグについては全量、とりあえず埋め立てという話にはなっているとされておりましたが、一部販売等もされているとは思いますが、スラグについての処分費とか、それから量ですね、それから、そのうちどのぐらい販売とかされているのかについての具体的な数値等についてお尋ねをいたします。

また、大規模修繕についてはまだ具体化されていないということですが、その点について、今後そうした呼びかけというのはどういう形でなされていくのかについて、もしわかればお願いをいたします。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

まず、市町村の方でどういった意見が出たのかということでございますが、合併しない構成

団体等、そちらへも配慮したできるだけ負担を分け合うような形にならないだろうかというような意見が出たと伺っております。

それからスラグの関係ですが、議員から事前にお話がありまして伺っておきましたが、21年度の実績で申し上げますと、5,200トン出まして、そのうち利用実績は約14トンというふうに伺っております。よろしくをお願いします。

○13番（真野和久君）

処理費用について。

○市民生活部長（篠田義房君）

スラグの年間にかかる経費の関係ですね。これにつきましては3億9,000万円ほどと伺っております。

○議長（大宮吉満君）

次に3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

真野議員からいろいろ質問がございましたが、この案分の仕方を決定するに当たって、愛西市の方からもいろいろ意見が述べられたと思うんですが、私は議会の中で、この固定的な均等割と人口割、そして投入実績割のその割合について、投入実績割の割合をふやすことが、ごみ減量につながるということを申し上げてきた経緯があると思いますが、そういったごみ減量につながる案分の仕方について議論がされたのか。市として、こういった考え方についてどう思うのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、それとは逆に、この投入実績割の算出の基本となるごみ量というのが、資源ごみもすべてのごみ量が含まれているということを事前に伺っているわけなんですけれども、今この資源ごみを持ち込んでいる自治体、持ち込んでいない自治体がありまして、この案分方式では公平といえるのかなという疑問が残るわけです。この案分方式では、リサイクルプラザにごみを搬入しない方がかえって安くつくんだみたいな結果になって、今リサイクルプラザの方には、最初は布類とか紙類とかペットボトル、トレーとかも持ち込まれていたわけですが、今現在、この布、紙、ペットボトル、トレーは、すべての市町村がこの組合に持ち込まずに、個々で民間に委託しているような状態であります。瓶類については大治町が持ち込んでいるだけ、そして空き缶については津島市と弥富市、そして旧美和町のみで、愛西市についても、この平成21年9月以降からは組合の方に搬入していないような状況にあるわけです。

このリサイクルプラザには、相当巨大な施設がつくられていて、機械もたくさん設置されています。先進的な瓶の色の選別機とか、スチール缶、アルミ缶の選別機とか、缶の圧縮機とか、缶の減容機とか、ペットボトルの減容機、トレーの減容機、それから紙類のこん包などをするようなそんなものがたくさん設置されているにもかかわらず、現在閑古鳥が鳴いているような状況になっているわけです。灰溶融炉についても、国庫補助金をたくさんいただきながら、続けると赤字が出るからということで、これもやめるような議論がされているわけですが、こういった状況に対して有効的な案分の仕方ということも考えていかなければならないと思います。

けれども、このリサイクルプラザの現状について、どのような議論がされて、この案分に至ったのか、それをお聞きしたいというふうに思っております。

それからあと、こうした多額な国庫補助金が投入されて、これも私たちの税金なわけなんですけれども、この愛西市として、このリサイクルプラザに搬入しない方がコストダウンにつながるんだというような考えがあるのか。そして、組合に愛西市が資源ごみを搬入しないのは、どこに理由があるのかお伺いをしたいと思います。

それからあと、先ほど溶融スラグについてのお話があったんですけれども、最初から全量埋め立てであるような計画であったというのは私はちょっと信じがたい。国庫補助金の中で、溶融スラグというのは、リサイクルできるから溶融するんだという議論があったはずなんですけれども、この全量を埋め立てるという計画は、いつ、どこでつくられたのか、それについてお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど費用的なお話が真野議員の方から質問があったわけなんですけれども、建設計画時にシミュレーションした維持管理費と今の維持管理費、どれぐらいの違いが出てきているのか、それについてもお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

まず、ごみの減量につながる関係の案分の意見がどうかという話なんですけど、私もこの会議に出ておりませんので、すべてを把握してはおりませんが、先ほど真野議員にお答えをさせていただきましたが、合併して団体数が少なくなるものですから、そういった均等分の関係の経費が割高になると。については人口割で負担金がかかる分等、そういったものについても見直して、できるだけ負担を分け合うようになるような形でお願いをしたいといった意見が出たというふうに伺っております。

それから、基本となるごみの量、資源ごみを投入しているところ、投入していないところというお話もありましたけれども、その辺の具体的にごみの量をどのぐらい入れているから、いわゆる負担率をどうのこうのというようなお話の内容については、ちょっと伺っておりません。申しわけありません。

それから、リサイクルプラザに搬入しない方がよいのではないかと、いわゆる市町村によっても、持ち込むもの、持ち込まないもののいろいろな差が出ているというお話なんですけど、これについても、組合の方へお聞きをいたしましたけれども、組合の方としては、現実にリサイクルプラザへの搬入量については少なくなってきておりますけれども、少なくなってきておれば、それにかかる費用も少なくなってきておるわけなんですけど、その理由については、組合側としては、市町村の内部的な事情もあることなので、ちょっと申し上げるのを控えさせていただくというようなお話がございました。

それから、溶融炉の関係についても、どのような議論がされたのかということ、それからまた最初から埋め立てありきということで、吉川議員は納得できないと。いつ、どこで、どういふふうに決まったのかという御質問なんですけど、これにつきましても伺いました。平成14年の建設当時、廃棄物処理施設整備費国庫補助金を受けて、焼却施設を整備するには最終処分場の

延命措置とダイオキシンの削減対策の一つとして灰溶融固化設備の設置が補助の要件とされていきました。この国の補助を受けて、事業費の削減、いわゆる負担の削減ですね、これの軽減を図る必要があったのでつくったと。実際、この炉をつくって、後、埋める、または再利用するという選択肢があるんですが、この環境組合さんにとっては、埋め立てをするという環境組合さんのごみ処理基本計画の中でそういうことをうたっておりましたので、先ほど真野議員にもお答えをさせていただいたんですが、当初の見込み計画とは違ってない。ただ、平成19年に、一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進を図るようなことをしていただいではどうかというような通知があったことから、それに沿うような形で利用促進ができないかということ動きとしてしたと。ただ、再利用に使われる諸経費が高くなるということで、利用もできないと。側溝のふた、そういったものについて利用できないかということで、一応試みはされたんですが、いわゆる過重、負担に耐えかねるということで、そういったもろもろの理由があって、そういう試みもしたんだけど、現実には再利用という形の割合というんですかね、それが利用されなかったということで、組合としては当初の計画どおりということでお答えを伺っております。

ちなみに、リサイクルプラザに搬入しないのはどこに理由があるのかというのは、これも先ほども組合の方へ私も課長も電話をかけてお聞きをしたんですけれども、市町村さんのそれぞれの諸事情があるということで、組合側としては申し上げかねますので、その旨お伝えくださいということでしたので、よろしく願いいたします。

### ○3番（吉川三津子君）

国の国庫補助金の関係で溶融炉プラスリサイクルプラザをつけないと国庫補助金が出ないような補助金制度であったということは十分承知をいたしております。実際に、今の状況を見ると、この溶融炉、そしてリサイクルプラザが、国庫補助金をいただくための施設であり、これをうまく運用しようと努力はされなかったのではないかなということ、今答弁を聞いて感じている次第です。

そして、最初にごみの処理費の案分について、ごみ減量につながるような案分の仕方をすべきではないかというお話をさせていただいたんですけれども、これは組合側の意見ではなくて、愛西市としては、こういった手法についてはどのように考えているのか。なかなか組合単位でのごみ減量の動きも出ていない、そして市としてもごみ減量についての積極的な動きというもの、なかなか出ていないわけなんですけれども、こういった手法についてどう思うのかということの御意見を伺いたいと思います。

それから、このリサイクルプラザが閑古鳥が鳴いて、最初に見学にうかがったときは、ペットボトルの選別機も動き、布もいっぱい入っていて、本当に場所が狭いぐらいのものが持ち込まれていたのを私は覚えているわけですが、こういった状況になっているということは、大変無駄な施設をつくったというような状況になっていると思います。これについて、組合側が市町村のお考えがあるので答弁は控えたいとおっしゃっているようですが、愛西市はこの状況についてどう思っているのか。市からも税金を出してこういった施設をつくったわけですので、

責任があると思うんですけども、こういった状況になっていることに対してどう思っているのかお伺いをしたいというふうに思っております。

それから、灰溶融炉の溶融スラグについてですけども、私はこの新しいごみ処理施設ができるときに、まだ議員にはなっていない平成9年、10年ぐらいに新しい施設ができるということで、何度も組合側と話し合いを持った経緯があるわけなんですけれども、そのころから、この溶融スラグはリサイクルができるからというところで説明がされておりました。そして、施設の見学に行っても、いろんな映像とかを見せてくれるわけですが、溶融スラグはリサイクルされますということで、アピールをされてきているわけです。それが、そうではなくて、これは最初から埋めるつもりだったんだということは、ちょっと全く市民への説明責任も果たされていないというふうに思っていますが、この先ほどの基本計画はいつつくられたのか。この計画ができ上がるころから溶融スラグはリサイクルするというので、私たちは説明を受けてきたわけなんですけれども、この基本計画はいつできたのか。そして、この溶融スラグ、本来リサイクルに回るべき溶融スラグを埋め立てるために、美和町の方に溶融スラグ専用の最終処分場がつくられているわけですが、これは想定内だったのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

まず、ごみ減量につながる案分の方法を愛西市ではどう考えているかということなんですが、意見としては、先ほど申し上げたような意見なんですけど、確かに議員おっしゃるように、ごみの減量化を図るということは大切なことですので、先般の議会のときにある議員がそういった関係で御質問されてときも、例えば生ごみであれば水分を絞って、それから出していただくとか、そういうことのPRはしております。ただ、いわゆる負担金の案分をどういう形で持っていくかということについて、愛西市は構成団体の一団体でございますので、私が知る限りではそういったことの案分に係るごみ減量についてまでどうはかるかということは意見がされなかったように私は聞いております。

それから、リサイクルプラザの関係で、無駄な施設をつくった、愛西市はこの状況についてどう思っているかということなんですが、1回目の御答弁でも申し上げたんですが、私も当時、この施設がつけられたときのいきさつは、大変申しわけありませんがよく存じておりません。ただ、今の部署に来てから、いろいろ聞いた中では、先ほども申し上げましたが、いわゆるできるだけお金になるものについてはお金にかえてという形であったのではないかなあと思うんですが、市町村の中で、もう既に組合へ持っていかれる前に対応している、愛西市も現在そうした動きをさせていただいているんですが、愛西市としてそういうことを行っていてどうかと言われると、愛西市のわずかながらでも収入として入るということであれば、そういった方法もやむなしではないかなあというふうに思います。

それから溶融スラグの説明で、吉川議員が説明をお聞きに行かれたときに、これでリサイクルをするんですよという説明を私は受けたというお話をされて御質問なんですけど、先ほどこれも1回目のときに御答弁をさせていただいたんですが、こういった施設をつくって、できたも

のを埋めて処分するのか、2次製品のなものに変えて再利用していくのかという中で、この環境組合については埋め立てという当初からの計画で進められたのでそういう形だというふうに伺っております。

ただ、最後に御質問されたごみ基本計画がいつできたのかというお話については、先ほど課長にもちょっと耳打ちしたんですが、課長も私も、ちょっと申しわけありません、いつできたのか存じ上げませんので、大変申しわけないんですが、後ほど議員の方へ確認してからお知らせをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

〔「答弁漏れです」の声あり〕

**○3番（吉川三津子君）**

最初に、建設計画時にシミュレーションされた維持管理費と今の維持管理費に違いが出てきているのか、金額的な維持管理費についての比較値をお願いいたします。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

それは組合の施設全体ということで御理解していいですか。

これにつきましては、先ほど真野議員の方からも御質問がありましたけれども、いろんな諸施設の関係、いわゆる点検業務、そういったものもきちっとされておまして、毎年する定期整備を実施している中で、想定内の範囲内ということですので、金額はちょっと今申しわけありません、聞いておりませんが、負担金を各市町村へ割り当てられる中で運用がされているというふうに聞いておりますので、よろしくお願ひします。

**○3番（吉川三津子君）**

事前通告の中で、その辺の維持管理の費用については事前通告がされておりますので、きちっと数字的なことは、今後用意していただきたいというふうに思いますので、後ほど数字等を示していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

申しわけありません。後ほどお知らせをさせていただきます。

ただ、議員、今通告で維持管理費については聞くと通告がしてあったというようなお話があったんですが、組合の維持管理費は当初のシミュレーションと違っているかどうかというふうで通告をいただいておりますので、先ほどもお答えをしましたように、真野議員と同じように当初は埋め立てをするというような当初の計画どおりでありますので、その違いはないというふうに、そういうふうで通告をいただいたので、私はそういうふうで答えをさせていただいていいかなあというふうに思いましたので、その辺だけは誤解がありませんように。

数値につきましては、また。これは3年ぐらいお聞きするという形がよろしいですか。

**○3番（吉川三津子君）**

当初に、何年ごろにはどれぐらいといったような維持管理費の推計がされていると思いますので、それとの経年の比較をいただければというふうに思います。

**○議長（大宮吉満君）**

できるだけ通告文は丁寧に書いてあげてください。

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

時間も大分たちました。休憩をとりたいと思います。

御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

それでは10分間休憩をとりまして、11時10分再開といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大宮吉満君）

休憩を解きまして、再開いたしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第66号から日程第8・議案第70号まで（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第4・議案第66号から、日程第8・議案第70号までを一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、21番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○21番（山岡幹雄君）

議案66号と67号について質問させていただきます。

66号の議案の関係でございますが、勝幡児童館の指定管理の選定につきまして、選定委員会を3回行われておりますが、その3回の内容と、あと2回目に選定委員会でプレゼンテーション及びヒアリングを行っておりますが、その折に、業者名を隠して行われたかどうかの説明をお願いします。

また、67号の関係でございますが、指定管理者申請団体に、66号と同じ社会福祉協議会とサンケア2団体がお見えになりますが、評価の項目の配点が違う理由について、わかる範囲内でございますので、御説明をよろしく願いいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、議案第66号でございますが、選定委員会3回の内容でございます。

第1回目は7月6日に開催をいたしまして、この節には、指定管理者募集要項、仕様書、それから全体の流れ、そういったものを御審議いただきました。第2回目は9月30日に開催しておりますが、申請があった団体から申請内容等につきまして、プレゼンテーション及び選定委員さんからそれぞれの団体に対する質問、ヒアリング等を行っております。第3回目につきましては10月14日に開催をいたしまして、選定審査項目について採点をいただきまして、合計点数の高い団体を指定管理者候補ということで選定をいたしました。以上が3回の内容でございます。

それから、2回目のプレゼンにおいて業者名を隠して行ったかどうかということでございますが、それぞれ申請のあった団体からプレゼンテーションを行っておりますので、当然、事業者の名前は明らかになった状況の中で、委員さんとしては申請書の状況とプレゼンの状況を聞き取りをいただきまして、それぞれ質問、ヒアリング等を行っていただいたということですので、事業者名は明らかなか中で進めております。

それから67号でございますが、それぞれ社会福祉協議会とサンケアが申請書を提出しておりますわけでございますが、申請書の内容等も一部異なっているところもございますし、プレゼンテーションの内容、それからヒアリング等、選定委員さんからの質問の内容等も異なっておったり、そのお答えも違っていたり、地域の事情というのもあろうかと思いますが、そういったこともありまして、それぞれの委員さんの採点の内容について違いが生じてきていると、そんなふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○21番（山岡幹雄君）

説明ありがとうございます。

再質問でございますが、今後、市としまして、この指定管理等の選定につきまして、業者名を隠してやられるかどうか。何分にも5年に一度なり、それぞれの指定管理の期間がございますので、やはりそういう業者の方と面識がございますので、何らかの採点にいろいろ生じるんじゃないかと私はと思いますが、今後どのようにやられるか回答をお願いします。

あと、選定理由につきまして、支援センターもそうですが、理由内容はほとんど一緒なんですよね。それで、どうしてこれを選んだかという、最終的には選定委員さんが点数をつけられて選ばれてみえると思いますが、文書的にも全部一緒にお見受けするんですが、具体的に点数だけではなくて、今後こういうところがすぐれておるよということを選定理由に入れられるかどうか、2点説明をお願いいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

今後、そういった業者名を隠して行うかどうかということでございますが、こういった方法には2種類あるのではないかなと思います。要は、プロポーザル方式とコンペ方式というのがございまして、例えば設計の関係で例を申し上げますと、プロポーザル方式につきましては、具体的な課題を出して、課題に対する提案、業務の実施方針、これは出していただくわけでございます。一方、コンペ方式というのは、明確な設計条件を出しまして、設計案を出す。プロポーザルにつきましては、人を選ぶということになろうかと思います。もう一つのコンペ方式は設計案を選ぶ。ですから、その設計案を選ぶ、事業の内容等を選ぶ、児童館の今回のあれに当てはめると、そういった個々の事業内容を細かく決めるということになりますと、やはり業者名を隠した方法になろうかというふうに思いますが、今回は事業者を選んでいるというようなことで、全体の提案、業務の実施方針、そういったことを審査するというのでございますので、これからもプレゼンテーションなんか実施をしながら選んでいくということですので、当然、事業者名は明らかになった中で選ばれていくという方法でやっていく予定でございます。よろしくをお願いいたします。

それから、選定理由がほとんど同じということでございますが、選定結果をごらんいただいてもおわかりかと思いますが、これは平均点が載せてあるわけですが、4人の委員さんの平均点ですが、それぞれの項目に優劣があるわけでございます。ですから、選定委員さんにおきましても、A社がいいという人もあれば、B社がいいという人もあります。そういった中で、トータル的な意見といたしますか、平均的な意見ということになります。そういったことで記載せざるを得ないのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大宮吉満君）

次に8番・竹村仁司議員、どうぞ。

○8番（竹村仁司君）

一括質疑ということですので、第66号、67号、69号について、先ほどの山岡議員さんと重なる部分もありますので、違った部分だけちょっと質問をさせていただきます。

初めに、第66号ですが、私が勝幡児童館を訪問させていただいたときに、非常に一生懸命に頑張ってみえる女性の方が見えまして、その方は非常に指定管理のことを心配されておまして、今回で期限が切れると。次やれるかどうかということをお心配されておまして、そのまま社会福祉協議会に選定されたことは私はよかったなと思っております。特に1点、2番になっている社会福祉法人サクラ会と、事業収支計画について得点差が大きかったようですが、その点についてお伺いをします。

次に議案67号ですが、この議案では第66号と逆に、愛西市社会福祉協議会から特定非営利活動法人夢んぼにかわっておりますけれども、1点目に、勝幡児童館の社会福祉協議会と草平児童館の社会福祉協議会とはどのような違いがあったのかお伺いします。

2点目に、特定非営利活動法人夢んぼは、事業収支計画の面では社会福祉協議会よりも点数が低いと思いますが、その点についてどのようにお考えかお伺いをします。

あと第69号ですが、1点目に、子育て支援センターと児童館の選定審査項目というのが全く同じですけれども、この両者は同じ事業内容なのでしょうか、その点をお伺いします。もし、同じであるのであれば、名称を統一するとか、その方がわかりやすいのではないかと思います。

それから2点目に、社会福祉法人美和多福社会と特定非営利活動法人れんこん村のわくわくネットワークとの選定審査結果が、非常に均衡していますが、最終的には事業収支計画の違いで決定されたのかお伺いします。以上、お願いします。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、議案第66号でございますが、事業収支計画について高得点でしたが、2番のサクラ会との違いについてお尋ねしますということで、その違いについてでございますが、私ども事務局といたしまして、申請者個々の内容についての判断というのはなかなかいたしかねますので、まずそういった前提でお答えをさせていただきます。

審査項目にあります事業収支計画につきましては、それぞれ三つの項目に分かれておまして、指定期間中安定した管理体制を提供できる財政基盤の有無、それから各費目の設定内容、経費節減のための工夫の3点につきまして、それぞれ法人の事業報告、収支計算書、貸借対照

表、財産目録、それから申請の施設に対する収支計画書、こちらの方には指定管理料の額も含まれるわけですが、そういったもの、それから事業実施の予算書、そういったものを提出いただいております、そういったものを審査していただいた結果でございますので、よろしくお願いたします。その結果、社会福祉協議会が28.5点、サクラ会が16.5点、サンケアが18点ということでございましたので、よろしくお願いたします。

それから、草平児童館でございますが、社会福祉協議会の、同じように勝幡と草平にそれぞれ出しておるわけですが、その中の違いということでお答えをさせていただきますと、団体の理念、施設の管理、個人情報保護、緊急時の対応、そういったものについては特に違いはありませんが、将来展望、管理運営の方針、サービス向上のための方策、そういったもので一部内容が違っております。また、事業収支計画における指定管理料も相違があるわけでございます。

それから夢んぼの収支計画について点数的に低いということでございますが、最終的に総合的な判断で選ばれておりますので、ほかのもごらんいただくとおわかりのように、いろんな事業者さんによって高い低いがあるわけですし、各委員さんの中にも高い低いがあるわけですが、そういったことをトータルいたしまして最終的な総得点で判断をさせていただきますので、夢んぼの方にお願をすることになったということでございますので、よろしくお願いたします。

それから、69号の立田南部子育て支援センターの関係でございますが、子育て支援センターと児童館とは事業内容は同じかというお話でよろしかったでしょうか。

類似はしておりますが、子育て支援センターにつきましては、地域子育て支援拠点事業というものを実施していただくということで、特に要綱の中で記入をさせていただいております。

それから2点目の美和多福祉会とれんこん村のネットワークの関係で均衡しているがということでございますが、先ほども申し上げましたように、それぞれ審査選定委員さんの評価、申請書、あるいはプレゼンテーションの内容に基づきまして、また選定委員さんのヒアリング等の内容に基づきまして個々で御判断をいただいて、その結果が採点にあらわれてきておりますので、その結果が美和多福祉会が151点、れんこん村ネットワークが148点と、そういう結果になったものでございますので、申しわけありませんが、事務局として個々の内容がそこがよかった、ここがよかったということはちょっと申し上げかねますので、よろしくお願いたします。

○8番（竹村仁司君）

答弁ありがとうございます。

1点、ちょっと私が聞き漏らしたかもしれませんが、子育て支援センターと児童館の選定審査項目が全く同じなんですけれども、その辺は同じでよかったのでしょうか。ちょっと再質問させていただきます。

それから67号についてですけれども、社会福祉協議会も民間ですので、サービス面の低下とかは問題になると思いますし、同じ社会福祉協議会の中で、勝幡児童館と草平児童館とで7点

以上の差があると思うんですけど、そういった内部の連携等問題がなかったのか。社会福祉協議会の中にそういうものがあつたのかどうかお伺いします。

あともう1点、児童館にしろ、子育て支援センターにしろ、相手は子供ですので、引き継ぎに関しては慎重にやられるとは思いますが、その引き継ぎに対してはどのように行われるのかお伺いいたします。以上です。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、審査項目でございますが、先ほども申し上げましたように、両者、事業の運営等の内容が似通っておりますので項目等は同じにさせていただいております。

それから、勝幡児童館と草平児童館、同じ社会福祉協議会の中で7点差があるということでございますが、先ほども申し上げましたように、内容も若干相違がございますし、プレゼンテーション、あるいはヒアリングの状況におきまして、それぞれの選定委員さんの御判断でそういった結果になったものでございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、引き継ぎの関係でございますが、協定書の中で次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務ができるように引き継ぐというようなことにも触れさせていただいておりますが、実際には、今議会で御議決をいただいた後に、指定管理者が正式に決まるわけでございますが、引き継ぎに関しましては、1月上旬には次年度の児童クラブの利用人数等も大方わかってまいりますし、具体的に打ち合わせに入っていきたいと思っております。

また、事業所の方につきましては、事前に現場の方に入りまして、子供等との接触、保護者の方との接触、また説明会等も開催しないといけないというふうに思っておりますので、そういったことも含めてやっていくことを今計画しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大宮吉満君）

次に13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは、主に66号、67号について質問をしたいと思います。

通告にある点について、一つ目として草平児童館と勝幡児童館ですね、社会福祉協議会の点数が異なるのではないかということについてであります。先ほどからお2人の質問の中でもそうした同様の質問がありますので、具体的にその点についてちょっと聞きたいと思ひます。

答弁の中で、点数の違いについては、例えば運営、将来展望とか管理運営の方法、指定管理料などの一部が異なるとか、あるいはプレゼンテーションの内容や委員の質問の内容が異なる、また地域の状況が違うという点で差があつたのではないかという答弁でありました。ただ、現実の問題として、そうした選定そのものは、私が見る限りそれほど大きな違いはないですし、内容についてね。なおかつ、プレゼンテーションそのもののやり方が、例えば社会福祉協議会でいえば、勝幡児童館と草平児童館、一括してプレゼンテーション、時間としてはそれぞれ多分15分という話ではあるんでしょうけれども、実際には勝幡児童館についての質疑が集中して、草平児童館については十分な説明ができなかつたという点などもありまして、そうした個々に分けてしっかりとしたプレゼンができるような状況じゃないというようなやり方の問題とか、

あるいは委員さんが、例えば児童館等の受け入れに対してもっとふやせないのかというような質問が出るとかという点でいうと、ちょっとやはり委員さんそのものが愛西市の児童館運営に対しての理解というのが十分されているのかどうかというのが疑問があるのと、また委員さんそのものが、例えばそれぞれの児童館やセンターに対して、視察等で状況を見ているということはないということなので、そういう点など、やはりそれぞれの状況をきっちり把握した上でやられているのかどうかという点での疑問が非常にあるわけですが、そうした点で、いわゆる点数において、プレゼンテーションをやって点数を取って、やってという形でやっていく選定には、そのときのプレゼンテーションのやり方とか、そうしたイメージ的な問題で大きな点数の差が出てくるのではないかと、これが今回のサンケアとか、あるいは社会福祉協議会についての差にもなっているんじゃないかというふうにも非常に危惧されているところでもありますので、そういう点で、こうした問題点についてはどのように考えているのかについて、まず1点お尋ねをいたします。

それから2点目としては、こうした児童館等はお子さんに対してのサービスである以上、できるだけ指導員さんとかがかかわらないというような大きな変化を起こさないというようなことも非常に重要な点だというふうに思うわけですね。こうした点で、今回は特に懸念されるのは、経営母体がかわってしまう、また当然それによって、その中の指導員さんとかも大きくかわるという点で、やはり子供に対して大きな影響があるという点でも、現在の指定管理の方法、選定の方法の妥当性が疑問視される点でもあります。そういう点で、かわる点についての影響についてどのように考えているのかということ。また、職員さんなどについては、今後こうした入れかわりがどんどんと起こるようになってくると、それぞれの団体の中での職員のやりくりというのが非常に大きな問題となってくるわけでありまして、今回については、社会福祉協議会にお尋ねしたところでは、何とかほかのところに戻すとかということでは対応したいということではありましたが、やはりそうした点でも今後大きな問題にもなってくると思うので、その点についての考え方。

それから、例えば、今回これで指定管理者がかわることによって、パートさんなどでは引き続き草平児童館で働きたいというふうに希望されている方もどうも見えるということもちょっとお聞きしていますので、そうした雇用の継続の問題とか、そうした点については市としてどのように指導していくのかについてお尋ねをいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず、プレゼンのやり方、一括で十分意見が述べられなかったのではないかとというようなお話でございますが、これにつきましては、全部の事業者さん同一の条件でやらせていただいておりますので、あとは時間配分等につきましては、やはりプレゼンをされる事業者の方がうまく時間配分をされる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、委員さんが視察をしていない、状況を把握していないのではないかとのお話でございますが、私も今回委員さんにお問い合わせをいたしましたのは、確かにこちらの方の現状というのは若干つかんでみえないのかもしれませんが、児童福祉に長く、教鞭をとってみえた方、

現実に今そういったNPOを立ち上げてやってみえる方を選んでおりますし、それからもうひと方は、佐織地区ではございませんけれども、実際に児童館を利用している方でございますし、あと行政の職員でございますので、そういったことで児童館に対する課題、そういったものは十分把握をされて臨んでいただける方を選んだつもりでございます。また、1回目の選定委員会におきまして、市内の児童館の状況、また今回の選定をさせていただく児童館の運営主体等の説明はさせていただいております。

それから、イメージで点数に差が出てくるのではないかとということでございますが、やはりプレゼンだけではなくて、申請の内容ですとか、それぞれの選定委員さんが御質問されておられますので、そういった中からそれぞれがどういった地域の課題をつかんでいるかというのは、そういった答えなんかにはあらわれてくると思いますので、そんなにイメージだけというようなことではないのではないかなというふうには思っております。

それから、経営母体が変わりますので、子供たちに影響があるのではないかとということでございます。先ほども申し上げましたように、御議決をいただいた後、具体的に引き継ぎの方法等について入っていくわけでございますが、今回とりましたところによりますと、ほかの児童館、子育てセンター等も現実に受けておりますので、そういったところから一部職員を異動させるなど、経験のある職員を今回充てていきたいというふうに思っております。また、当児童館、草平児童館に障害を持った子供さんもおりますので、そういった子供さんにも適切に対応できる職員の配置をするということも思っておりますので、スムーズな引き継ぎができるように、私どもとしても努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、職員の入れかわりが起きます。草平でお1人働きたいという方がおられるようですけれども、確かに社会福祉協議会の中には常勤お2人と非常勤の方が4名お見えになられまして、草平児童館の職員でございますが、現状、常勤のお2人の方のお1人は現在育休中ということで本部づけであります。もう1人の方は就労継続Bの方へ異動をされるということ。それから非常勤4人の方のお1人は、この機会退職をされるということ。お2人は、勝幡児童館の方へ異動をされると。もう1人は、真野議員がお話の施設を希望されているようでございます。草平児童館の方も、先ほど異動でというようなことを言いましたけれども、全く公募しないというわけではございませんので、1月、年明けには草平児童館の職員を公募するというようなことも聞いておりますので、そういったところでまた働きかけはできるのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○13番（真野和久君）

今回、こういう選定の仕方の問題、イメージだけではないのかという話ではなくて、かなりプレゼンテーションのやり方とか、そうしたことによって、点数というのは大きく変わってきてしまうという問題が、現実はどういうふうに運営されていくのかということであり、どれだけリンクするのかという問題もありますし、やはり先ほども言ったように、継続性というのはできるだけ重視されるべきところだと思うんですね、児童館、学童クラブというのは。子供たちに対する影響とかを考えれば、大きな問題もなければ、できるだけ引き続きやってもらおうと

いうことが、安定的にやってもらうということが必要な部署ではないのかというふうにも思うわけで、そういった点で、そうしたプレゼンをやって、いろんな提案をされて、それによって点数をつけて、点数の高いところにやってもらうという形でやってしまうことそのものが、やはり大きな問題があるんじゃないかというふうに思うわけで、そうした方法そのものを変えていくとか、あるいは今の選定の仕方を改善していくとかという考え方はないのでしょうか。その点についてお願いします。

○福祉部長（加賀和彦君）

この指定管理の制度につきましては、当市では18年の施行を受けて、その後こういうことをしておるわけですが、今、そういった継続すべきではないかというお話がありました。確かにそういった面もあるかと思いますが、やはり公募をすることによって、今までの児童館活動を検証していただくですとか、一層の活性化を図るためにいいのかという見直しといたしますか、そういったことにもつながるといってもよろしいかと思っております。真野議員の御意見も先ほど承らせていただきましたので、今後部の中でよく相談していきたいというふうに思っております。

○議長（大宮吉満君）

次に6番・永井千年議員、どうぞ。

○6番（永井千年君）

私は、68、69、70、三つの子育て支援センターの指定管理について質問をいたします。

この三つの児童クラブ、休みを除けば、21年度で北部の子育て支援センターが29人、南部が23人、開治が4人と。非常に子供の数、この児童クラブに、その他一般利用の方々もあると思っておりますけれども、こと児童クラブに限ってみるとこういう状況であります。それに対して、指定管理料というのが、21年度を見てみますと、一番多い北部の子育て支援センターの指定管理料が1,451万7,000円ということで、議案70号の開治の子育て支援センターの指定管理料1,459万8,000円ということで、三つだけの比較でいうと、一番多いところの指定管理料のところよりも、4人しかいない少ないところの指定管理料の方が多くなっていると。

当然、二つ、三つの団体がやりたいということで手が挙げれば、その中で選ばれるわけだし、八開の二つについてはそういう点で他の団体がないということの反映かもしれないけれども、それぞれ繰越額も、開治の子育て支援センターについては、毎年100万円を大きく超える繰越額が、例えば20年度でいうと180万を超えると、21年度でいうと116万の繰越額と。それに対して、北部センターの方は繰越額が49万と、南部の方は逆に赤字で19万というような、必ずしもそこの主人公というんですか、子供たちの数の多さではない指定管理料や状況があるというふうに思いますが、この点で、まず19年から23年、5年間のそれぞれの三つの団体の指定管理の評価の特徴について具体的に説明をいただきたいというふうに思うんですね。

それから二つ目に、この児童クラブの子供の数と人件費の問題はきちっとチェックをしているのかどうか。それぞれこの3団体とも正職員の給料、それからパートの人の給料が違うというふうに思うんです。以前も私はこういう公の事業を委託するところで働く人たちの給料は、

きちんと公務員の給与に準じて保障されなければいけないということを申し上げたことがあるんですが、その点でつかんでくださいと。ちゃんと労働保険や社会保険に加入しているかどうかや、それぞれのパートの人やなんかは時間当たりの給料がどの程度になっているのかということ、市は毎年きちんとつかむべきだということを申し上げましたが、この点で、この三つの職員体制のそれぞれの特徴について、あるいは違いについて説明をいただきたいというふうに思います。

それから、以前にも南部の子育て支援センターについて、利用された親御さんから苦情があってやめられてしまった、あるいは職員の方も当初は社会福祉協議会の職員を引き継いだけれども、その方がすぐやめられることになったというようなことも聞いておりますけれど、今のこの3団体の指定管理開始以来の市民からの苦情、あるいは苦情とまではいかないにしても、この点を改善してほしいということが、それぞれ出ているのかどうか。また、出ているとしたら、それは次期の指定管理に当たっての評価の中に入っているかどうか説明いただきたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは評価の特徴でございますが、私ども指定管理者に対しまして実施体制、それから内容、水準、収支等の評価をしておるわけでございますが、4段階で評価をさせていただいております、それぞれの団体におきましては、Bランク以上の評価をしているところでございます。

それから人件費等の特徴ということでございますが、やはり採用される職員さんの過去の前歴ですね、そういったものが恐らく給料に反映をされてくるのではないかなというふうに私どもは推測をしておるわけですが、やはり職員の配置の人数等には、それぞれ過去の状況等を見られて配置をされておりますし、人件費の額そのものについては、そういったそれぞれ採用される職員さんの経歴等によって変わってきますので、一概にそれがいいとか悪いとかということ、こちらからは言えないかというふうに思っております。

それから、南部子育てセンターの苦情等とか改善等につきましては、担当課長の方から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

苦情という御質問でございますけれども、前回、指定管理に出しました当初のころに、建物の飾りつけ等が随分指定管理者の方針で変わったようで、行きにくくなったとか、そういった苦情等はございました。そのときも、指定管理者の方にお話をしまして対応したわけでございますけれども、そういったことがございましたけれども、最近では市の方に苦情があるというようなことはめったにございません。

○6番（永井千年君）

それでは、子育て支援センターで働く方の、一つは労働保険や社会保険やなんかの加入状況について、業者任せにせずきちんとつかんでいただいているかどうか。これも以前重要なことなので、頼む以上はしっかりとつかんでほしいというふうに言いましたが、その後つかんで

いただいたでしょうか。

それから、事業収支計画が、先ほども竹村議員の方から点数の違いが非常に大きい、決定的に事業収支計画によって差がついて、点数が上になったり下になったりしたと。特に、69号の南部の子育て支援センターについては6点の差がついているということで、この財政基盤の安定ということが、どのような方法で確認されているか、ちょっと先ほどの説明がよくわからなかったんですが、こういうことを言い始めると、新規参入の財政基盤の弱い、例えば社会福祉法人なんかは保育園なんか経営して長くやっていますので、長い活動の中での財政基盤はしっかりしているところが多いと思いますけれど、それに対してNPO法人というのは、もともと資産を持つ団体というのは非常に少ないわけでありますので、この財政基盤という点について言うと、当然、そこを重視して選定するというようになってしまうと、本来的な児童クラブの運営、子供たちに対してどのような保育がされているかということじゃなくて、それが少々悪くても、財政基盤さえしっかりしておれば指定管理者に選ばれてしまうというようなことが起こりかねないというふうに思うんですね。その点の各点数の評価も、きちんとバランスをとってやっていただかなくてはいけないんですが、この事業収支計画、書類上だけの審査をされたのか、それともその財政的基盤を証明するものをきちんと出させて審査しているのか、ちょっと具体的に説明いただけるでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、労働保険等の加入状況につきましては、担当課長の方から、現場の方を見に行っておりますので、その状況を説明させていただきます。先に事業収支計画の関係で、私の方からお答えをさせていただきます。

先ほども竹村議員のところでも申し上げさせていただきましたように、申請書等に法人の事業報告、収支計算書、貸借対照表、財産目録、そういったものをつけていただいております。また、申請の施設に対する収支計画書ですね、これは指定管理料も含むわけでございますが、そういったもの、それから細かい事業に対する予算書、そういったものもつけていただきました中で判断をさせていただくということでございます。

新規参入が難しいのではないかというお話でございますが、私ども経費だけで判断をさせていただくわけではなくて、全体の総トータルで判断をさせていただいておりますので、一概にそういったことはないのではないかなというふうに思っております。例えば、指定管理料の高い安いによって選ばれるというようなことも、その比重を大きくするとそういうことにもなりかねませんので、私どもとしては全体のバランスを見た上で、今の配点をさせていただいているところでございます。

それでは、最初の労働保険の関係について、担当課長から説明させていただきますのでお願いいたします。

○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

それでは、労働保険の関係で御説明させていただきます。

私ども、毎年度、実績報告書をそれぞれの施設からいただいておりまして、その中に、昨年

度でございますけれども、それぞれの人の給料がどれぐらいか、それから保険料をどれぐらい払ってみえるかというようなことで報告書をいただいております。

立田北部で申し上げますと、3名の方が雇用保険に入っておられます。あと残り5名の方はパートさんということに、これは21年度でございますけれども、そういうふうになっております。それから、南部子育て支援センターですと、お2人の方が保険に入っておみえになります。それからパートさんが5名という状況になっております。それから、開治子育て支援センターの関係ですと、お2人の方が保険に入っておみえになります。あと4名の方がパートというような状況で、毎年こういった報告書をいただいております。

〔「議長、漏れが」の声あり〕

○6番（永井千年君）

雇用保険、労災保険というのは労働保険ね、社会保険のことについても、これは当然週20時間とか30時間とか、短期被保険者だったら20時間だし、社会保険だったら30時間だし、そういうことは法律的にはっきりしていますので、事業者の勝手によって入れたり入れなかったりというのはだめで、これは市の職員の場合でもあるわけですが、当然、パートだから雇用に入らないというふうにはならないんですね。パートであっても、週20時間入れば、当然雇用保険に入るということになりますので、業者任せにははいかんというのが私の言いたいことなんです。その点でつかまれているかどうか、社会保険も含めて。

○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

社会保険の関係でございます。そちらも同じ状況で、先ほど述べた方が入っております。そういうことをつかんでおります。

○6番（永井千年君）

質問にきちっと答えていただけませんか。

パートと言われた人たちが、雇用保険や社会保険の加入対象になる時間働いてみえないかどうか、そこはきちっとつかんでいただいているのでしょうか。

○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

すみません。答弁の仕方が申しわけございませんでした。

先ほど私がパートと申し上げましたのは、加入の時間がないということで、そういった保険に入ってみえない方ということでございます。

○議長（大宮吉満君）

次に3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

3年前の指定管理者の選定よりは随分選定の仕方というのが前進したのではないかなというふうには思っております。そこで、数点、今後改善すべき点があるのではないかなというこの視点でもって質問させていただきたいと思っております。

一番最初に、現在指定管理者である団体と新規に申請する団体では、情報量というところで、かなり不公平さが生じると思うんですけれども、その辺についてどのように配慮がされたのか

お伺いをしたいと思います。

それから、今やっぺらっしやるところの評価、現在指定管理者であるところの評価というのを、やはり審査に入れていく必要があると思うんですが、事前の聞き取りの中で、今の利用者、児童館とか子育て支援センターを利用していらっしゃる方にアンケートをとって、おおむね満足しているからいいんだというような聞き取りを、事前にさせていただいているんですが、私は、ここに来なくなった人が何らかの不満を抱いている可能性があるんで、やっぱりそういったところで、今の子育て支援センターがうまくいっているかないのかと評価するのは、評価の仕方としては不十分ではないかなというふうには思っています。

今の子育て支援センターや児童館の課題というのは、多分、そこに来る方たちは元気で、子育てであまり課題というか問題を持っていらっしゃる方が今来ていらっしゃると思うんですね。子育て支援センター、児童館の役割というのは、そうではない、課題を持った人たちを掘り起こして、そこに来ていただく努力をしていくというのが、私はこういった施設の役割だというふうに思っているんです。そこで、そういった部分についての評価を、この審査結果にどう組み入れたのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、指定管理者制度の採点方法なんですけれども、これは重視する部分については点数が高くなっていますので、先ほど言った団体の収支計画とか、そういったものはかなり高い、安定した団体に出そうという意図が愛西市にはあるんだろうというふうには思うんですが、これが相対評価であるということはやむないことなんですけれども、項目のよって30点満点で、ある委員はおおむねいいという点数を、仮に28点ぐらいに見る委員の方があるとします。でも、一方で、おおむねいいという点数を二十二、三点ぐらいしかつけないような委員もいらっしゃると思うんですね。そうすると、この4人の委員のうち、一番いいと、一番点数をたくさんつけた人が、A企業には1名の委員さんが最高点をつけた。B企業さんには最高点を3人の委員さんがつけた。しかし、こういった得点の配分の仕方だと、A企業の方がトップになってしまう可能性があるのではないかなと思って、この採点の方法というか、これはちょっと問題があるのではないかなということで私は調べました。

そういった点数に開きが出ない方法としては、やっぱり5段階評価にするとか10段階評価にするとか、得点差があまり広がらないような工夫がされていた事例も見てきているわけですが、こうした今回この指定管理者制度で、採点なんですけど、各児童館、子育て支援センターで、今回1位になられた方が、委員の何人の方が1位をつけられたのか、それについてお伺いをしたいと思います。それで、仮に得点ではトップであったけれども、委員の方が1名しか最高点をつけなかった場合、そういったことが生じた場合、どういった措置をとるおつもりだったのか、その点についてもお伺いをしたいというふうに思います。

それから、この公募が終わって、多分思ったよりたくさんの公募があったと思いますが、委員の方々からも反省点が出ていると思いますが、どのような反省点が出ていたのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、あと草平の児童館については、業者が変わるわけなんですけれども、引き継ぎの問題

で、当然、経費というか人件費が引き継ぎの中で発生すると思うんですね。新たに指定管理者になられる団体においては、1月から3月まで何らかの引き継ぎの作業が出てくると思いますが、そういった人件費に対しては、どうケアを市としてしていられるのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

それから、先ほどからこの子育て支援センターや児童館について、指定管理者についてはいい悪いなという御意見があるんですが、私は緊張感を持ってやっていただくという面においては、指定管理者もいいのではないかなという考えを持っているわけですが、今まで進められてきた中で、指定管理者制度を導入してどのような成果が出たのか、その点についてお伺いしたい。

それから、佐屋の児童館については、この成果を生かしてどうしていくつもりなのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。以上です。

○福祉部長（加賀和彦君）

たくさんいただきましたので、ちょっと順番に、漏れる場合もあるかもしれませんが、また、御指摘いただきたいと思います。

まず、過去に児童館をやっていたところの情報量、そういったものの不公平が出るんじゃないかということ。それを審査に入れる必要があるんじゃないかというようなお話でございますが、ここにつきましては、確かに今回の審査項目そのものにつきましては、全部統一ということにさせていただいております。あくまで今後5年間指定管理者として地域に根差した活動をされるにふさわしい団体を選定させていただくということにしておりまして、同じ項目でさせていただきます。ただ、現在運営中の団体につきましては、現在の活動状況、それから地域や保護者との関連、関係等、計画書等に盛り込んでアピールをしております。また、プレゼンテーションでも、そういった内容を述べておられまして、審査委員さん方もそういった話を聞いておられますので、何らかの影響はあるのではないかなということは思っておるところでございます。

それから、点数制度ではなくて、5段階、あるいは10段階にしてはどうかというようなお話でございます。その辺については、これは私どもに限ったことではなく、いろんなところで影響があらうかと思っておりますので、その辺については、よく私どもとしても研究をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、得点が1位を何人の人がつけたかというようなことにつきましては、今児童福祉課長の方でちょっと調べておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思いますが、得点がトップで委員が1名しか最高点をつけていなかったというようなお話でございますが、私どもとしては、あくまでも総合得点で判断をさせていただくということにさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

それから反省点でございますが、先ほどの現在の指定管理者とのことと関係もあらうかと思っておりますが、委員さんからはそういった実績等もできたらつけてほしいというような、最後の委員会のそれぞれ気がつかれたところがありましたらお知らせくださいということで委員さん方

にお話をさせていただきました。その中で、そういったこともありましたので、次回にはそういったこともどういうふうな形で盛り込んでいくのか、盛り込まないのか、そういうことも含めてちょっと研究していきたいなというふうに思っております。

それから、草平児童館、引き継ぎの人件費の関係ですけれども、こちらにつきましては要綱の中で、人件費につきましては新しい事業者が負担していただくということでうたわせていただきまして、それぞれ新しい事業者の方で持っていただくことになっております。

それから、今まで導入をしてきた成果でございますが、私ども指定管理料の上限を設定いたしまして募集をいたしておるわけでございますが、そういったところで経費の節減が図られるということもございます。また、今回の指定管理制度の根本的な問題といたしまして、指定管理者の方がそういった住民のニーズに柔軟に対応していただくということが大きなねらいかというふうにも思っておりますので、そういったところでは、一定のそれぞれ事業運営等を拝見させていただきまして、そういった効果はあらわれているのではないかなというふうに思っているところでございます。

それから佐屋の児童館の関係でございますが、現在、国の方で、新育児施策「子ども・子育て新システム」を検討されておるところでございます。その中で、放課後児童クラブについても、市町村に施設整備・運営などを義務づけるということで、今私ども3年生までなんですけれども、小学校卒業までを対象にするというようなことも言われておりますし、児童館そのものの役割、そういったものもまた変わってくるようなことも聞いております。そういったところで、先ほども申し上げましたように、指定管理者が持つそういった企画力、組織の柔軟性、先ほど申し上げた住民ニーズを反映しながら運営していくという運営を可能にしているというところは評価ができるわけでございますが、一方で、公立の培ってきたノウハウ、専門性、そういった事業の安定性・継続性、そういったものもあろうかと思えます。それが、国のそういった施策とどういうふうに関連していくのか、その辺を見きわめた上で、今後の導入等について判断していきたいと思っております。

○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

今回、審査をいただきましたのは9項目ございまして、例えば草平児童館で申し上げますと、アの施設運営の理念及び基本方針についてということで満点を……。

〔「議長、質問の内容とちょっと違って、もう一度質問してよろしいですか」の声あり〕

○3番（吉川三津子君）

例えば、勝幡児童館では、社会福祉協議会が今回選ばれているわけですが、この社会福祉協議会に1位をつけられた委員の先生は何人ですかということを知りたいと思っておりますので、それぞれ何人の方が1位をつけられたのかお伺いしております。

○福祉部長（加賀和彦君）

先ほど申し上げましたように、施設運営の理念、それから人材確保・育成等、それぞれに項目がわたっておりまして、それを今5施設すべてということになりますと、ちょっと時間をいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○3番（吉川三津子君）

多分、今そういった御答弁をいただいているということは、そういったことが想定されていない。例えば、勝幡児童館に社会福祉協議会が1人の委員さんしかトップを出さなかった。それでも、今のこの採点の仕組みだと、この社会福祉協議会に決まってしまうわけですね。そこから辺の採点の問題点というのが、やはりお気づきにならずにこれが決められてしまったという問題があると思うんです。そういうことを避けるためにも、5段階とか10段階評価にして、先ほど真野議員からもフィーリングというお言葉が出たんですけれども、個人のフィーリングをもって、大きな得点差が生じないような採点方法というものに変えていく必要があると思うんですね。その辺、大変重要なことだと思いますので、課長、わかりましたでしょうか。

○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

申しわけございません。それぞれの施設ごとに委員さんで合計点1位にされた方の人数でございますけれども、勝幡児童館では社会福祉協議会が4名の方、全員が社会福祉協議会1位ということになっております。草平児童館につきましては3名の委員さんが1位夢んぼ、1名の委員さんが1位社会福祉協議会ということになっております。それから南部子育て支援センターにつきましては、2名の方が美和多福祉会、2名の委員さんがれんこん村のネットワークということで点数をつけておみえになります。

〔「まだ答弁いただいていたこと、先ほどののは」の声あり〕

○3番（吉川三津子君）

あと先ほど申し上げたように、そこが愛西市が行った指定管理者制度の採点方法の中で大変問題のある配点であったというふうに私は考えているわけですね。そこから辺、この指定管理者制度は、どの市町村も日ごろの評価の仕方とか、選ぶ方法について苦慮しているのが状況であります。市として、何度も私は議会の中で申し上げているんですけれども、指定管理者制度について、やはり担当者レベルでいろいろ決めるのではなくて、市としてどんな方針を持ってやっていくのかといった横のつながりを持ちながらこの指定管理者制度というものの、この愛西市としての手法をつくり上げていく必要があると思いますが、この現状と今後の方針についてお伺いをしたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

指定管理者の全体的なことでもありますので、私の方から考え方についてお答えをしたいと思います。

今、議員の方からいろんな問題があるんじゃないかと、いろいろ苦慮していると。どこの自治体でもそうだと思います。今、私ども一つの例でおっしゃいました採点方法についても、これは運営方針の中に、きちっと一応採点方法は決めております。当然、施設ごとに配点を設けるべきであり、傾斜配分、均等配分、それぞれの方針を示しております。ですから、先ほど福祉部長が申し上げましたように、この採点方法を一つとっても、5段階、10段階、いろんな手法があると思います。

それともう一つ、横の連携ですね。当然ながら、これから一応更新をしていく中で、中身と

いうものをもう一度検証する部分があるのかなあという部分は感じております。ですから、御指摘いただきました採点方法も含めて、よく今後中身について再度検証したいと考えております。以上です。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ところで、あと9名ほどほかの議案で質疑者があります。大分時間もかかるのか、皆さん方の協力でこのまま継続して、お昼休みなしでいくのか、お諮りをしたいと思いますが、皆さんにお諮りします。どうしたらよろしいでしょうか。

〔「休憩」の声あり〕

とりあえず、続けてやる方に賛同の方、挙手していただければありがたいですが。

〔挙手する者なし〕

では、ここでお昼の休憩をとりたいと思います。再開は1時半からということでお願いいたします。

午後0時20分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大宮吉満君）

休憩を解きまして、再開をいたしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第71号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第9・議案第71号：愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言の許可をいたします。

最初に、5番・下村一郎議員、どうぞ。

○5番（下村一郎君）

少し聞かせていただきたいと思います。

最初に、早尾地区排水施設指定管理についてでございますけれども、他の指定管理と違い1年間となっておりますが、それはなぜでしょうか。

この議案に関連があると思いますが、聞くところによりますと、市は、農業集落排水施設及びコミュニティープラントも一括管理し、料金の統一も視野に置いた方向を打ち出しておられるようでございますが、それで間違いありませんか。あわせてお伺いいたします。

○上下水道部長（大島静雄君）

立田地域の関係でございますけれども、立田区域における指定管理の状況につきましては、早尾地区以外の8組合におきましても、平成24年3月31日が指定管理の満了期間となっております。

ます。

なお、立田地区農業集落排水推進協議会におきましては、組合管理より市運営でお願いしたい旨の決定もございまして、指定管理期間を1年間とさせていただいたわけでございます。

それから、統一の関係でございますけれども、これにつきましては、合併のときもささやかれていた問題でございまして、今か今かということ待ち望んでみえた組合も多々あるということ聞いております。それぞれの地区におきまして協議されまして、このように徐々ではございますが、地区ごとに統一を図り、徐々にそれぞれの公共下水も含めた下水の考えというもの、市全体で考えなければならないという時期に入ってまいりました。そうこうしておるわけでございますけれども、その中で、将来的には、やはり下水一本ということで統一を図るべきではないかなということ考えておる次第でございます。

#### ○5番（下村一郎君）

今の答弁では、地区ごとに協議をされて地区で統一をするということをおっしゃいましたが、これは、コミュニティープラントも含めた話なのか、集落排水だけの話なのか、その点は一つお聞きをします。

もう一つは、先ほど私が言いましたけれども、市として一括管理してやっていくという方向性は、どこで確認されていたのか、それを教えていただきたいと思えます。

三つ目に、農業集落排水、コミュニティープラントは、建設費用だとか維持管理費が、人口や密集度などによって大きな格差がございます。同じように税金を払って住んでいる住民にとって地域によって格差があることは、市民皆平等という観点からも問題がありまして、市が統一するという方向性を持っておられるのであれば、これはそれなりに意味があるかなという感じがいたします。

下水道の供用開始が一部に始まっておりますし、市民が公共下水、農業集落排水、コミュニティープラントの名前に関係なく、また、補助の出るところの違いにかかわらずに同じ料金で下水道が利用できることは重要だと思いますが、市の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

地区の協議でございますが、区域単位、それぞれ立田地区、佐屋地区、それから佐織のコミュニティープラントの関係もございまして、それぞれ佐屋地区におきましてはコミプラの関係も含めまして協議をするということとなっております。

それから、方向性の確認でございますけれども、これにつきましては、合併のときに協議されているということで聞いております。その合併時に、統一という言葉が出ておるかと思えますので、その方向に向かって、やはり順次進めていくという方向になると思えますけれども、急に、どんと一遍にということにはできないかもわかりませんが、順次進めているという方向でいきたいということで思っております。

それから、その後のいろんなコミプラにしても、集排にしても、公共にしてもそうですけれども、収支状況、それから公共下水道料金を見据えまして、それぞれ、先ほども言いましたように、段階的に全体統一をしたいということで考えていきたいということで思っております。



以上でございます。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○3番（吉川三津子君）**

下村議員とよく似た通告をさせていただいていたんですけれども、合併のときの協議ということで合意がされていたのかどうかということと、それから、私は立田の農業集落排水の協議会の中でいつも不思議に思うことは、この議会の中で、将来的に公共下水道の料金と統一していきたいという答弁が何度もあったかと思うんですが、協議会の中ではそういった説明が一向にされておらず、今後どうしたらいいのですかといったような問いかけがされているのが状況だと思います。この協議会の進め方において、きちんと市の方針というものを御説明した上で、ああいった協議会を進めるべきだと思いますが、その点について御見解をお伺いしたいと思います。

**○上下水道部長（大島静雄君）**

方向性の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたように、合併の協議会のおきまして、方向性は統一を図るということになっておりまして、伺っております。

それから、先ほど申されました、市等の将来的な考え方がということでございますけれども、この市の関係でございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、区域単位で料金の統一を進めていきたいということは言っております。といいますのは、やはり区域そのものによって金額もばらつきがございます。まず、その金額の統一を、ある程度進めなければならぬということ。それから、その中においても、大変地区ごとによってもその金額に大きく差があるということも感じております。ですから、まず区域単位の料金の統一を進めさせていただきまして、それから、その後の収支状況を見ながら、公共料金等も見据えながら、段階的に集排・コミプラ料金の統一をしていきたいという、先ほど来の答弁と変わりませんが、そのような考えを持っている次第でございます。以上でございます。

**○3番（吉川三津子君）**

ぜひ協議会の中でも、市としての将来的な方針、展望というものを御説明した上で、ぜひ進めていただかなければ、途中で、またこんなはずではなかったというようなことになっていけませんので、きちんと市の将来的な方針も御説明いただきながら進めていただきたいというふうに思っております。

それから、あと農業集落排水におきまして、佐屋地区では水道のメーターが基本になっていて、立田の方では人口割になっているという問題があると思いますが、将来的に統一するのであれば、そういったところも今の時点で、計算の仕方等も統一しておいた方がよいのではないかなと思っておりますが、その点についてはどのようにお考えになっているのか、お伺いをしたいと思います。

**○上下水道部長（大島静雄君）**

立田地区におきまして、先来の協議会におきまして、人口割にするのか、水道の関係のと

ころもございますので、その辺をどうするのかという協議をされていまして、その中で事務局として持ち帰った問題としまして、一度計算をするというお話になっているかと思えます。まず、事務局の方で計算をしまして、その案がどのようになるかということで皆様方にお示しして、どういうふうに進むかということで方向を決めていきたいということで考えております。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第72号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第10・議案第72号：平成22年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・下村一郎議員、どうぞ。

○5番（下村一郎君）

一般会計補正予算について、1点だけお尋ねをしたいと思います。

一般会計補正予算の徴税費には、90万円の嘱託員の徴収報償金を増額する予算が計上されております。深刻な不況の中で滞納整理が進み、当初予算が不足するという事は、我が市にとっては喜ばしいことでございます。

そこでお尋ねいたしますが、報償金を90万円にふやした理由を具体的に教えていただきたいと思えます。

二つ目に、市民税の徴収率は、17年度には91.8%、21年度はわずかに下がりましたが91%を維持しております。多くの市民の御協力・御努力に感謝したいと思います。市も議会も、この市民の期待にこたえ、市民に役立つ予算をつくる努力をしていく必要があると思えます。

さて、収納課の取り組みについては、決算書と収納課の資料を見ますと、滞納分の徴収率は、19年度で11.1%だったものが、20年度及び21年度は14.9%へと伸びております。滞納金の解決額も、19年度は5,488万円だったものが、21年度には1億816万円と倍増しております。その取り組みが大きく進んだものといえます。その具体的な取り組みについて、お聞かせください。

以上2点、お尋ねします。

○収納担当部長（飯田十志博君）

それでは、下村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず今回、90万円の徴税費につきまして補正をお願いしておりますが、この件につきましては、当初、一般会計で216万円のお願いをしておりました。これは1人当たり直しますと、約1ヵ月120万円の予定でございましたが、現在の徴収でいきますと、1月に1人170万円ほど

になるという計算でございます。したがって、当初予算7,200万円の徴収額でございましたが、ここから3,000万円の増額になると見込んでおりますので、今回、その3%、90万円を補正させていただきました。

次に、取り組みでございますが、現年度の収納対策としましては、担当職員が通常の業務と並行いたしまして、電話による催告を、これまで以上に時間を費やして、市税の収納率アップを図っております。また、嘱託員につきましては、19年度から3名を採用いたしまして、現年度分を中心に訪問徴収を行っております。ことしの1月からは、3名から5名に2名増員をして訪問徴収の強化を図っております。

それから、過年度分の収納対策でございますが、こちらにつきましては、職員、毎日3班体制で個別訪問等徴収、並びに毎月3回、夜間徴収の方を行っております。訪問時には、なるべく口座引き落としでの御利用をお願いしているところでございます。また、電話による催告や納付依頼書、それから催告書の発送、そのほか、今月第2日曜日になりますが、関係各課とともに合同徴収を実施いたしております。それで、一度に納められない方につきましては、分納していただくようにも勧めております。

その他の取り組みといたしまして、19年度から滞納管理システムというのを導入いたしまして、滞納者の納付状況や交渉記録の確認を迅速に行うことができるように、いち早く分析対応ができ、収納率の向上に努めておるところでございます。

また、20年度からは、所得税から住民税の税源移譲がございまして、住民税の課税増や景気後退などによります個人所得の減少によりまして滞納が増加しているのが現状でございますが、支払い能力があるにもかかわらず滞納している、要は悪質な滞納者につきましては、強い姿勢で臨んで、差し押さえ等の滞納処分を実施しているところでございます。

また、新たな試みといたしまして、今回、愛知県西尾張地方税滞納整理機構というのが、愛知県と西尾張地域の9市町村、愛西市も含めて9市町村でございますが、構成団体として、この4月1日に設立がされる予定をしております。

これにつきましては、今の個人住民税を中心といたしまして、高額な滞納者、または徴収困難な事案などの滞納額の縮減を図るものでございまして、県から2名、各市町村から1名の職員を派遣いたしまして、それぞれ県の指導のもと、市町村職員の徴収事務、それから知識、技術などのノウハウの向上を図るものでございます。以上でございます。

○5番（下村一郎君）

先ほど、指定管理のところではプレゼンテーションの話が出まして、プレゼンテーションが上手だと、聞いておる方もびっくりして、ああなるほどと思うんですけど、収納部長は、あんまり上手じゃないので、意味がちょっとわかりづらい面もあったんですが、過年度の滞納整理には相当苦勞するということは常識だと僕は思うんですね。で、訪問してもなかなかお金がないとか、いろいろな事情で払ってもらえない。特にここ3年ほどは、経済が非常に厳しくて、納税者の方が苦しい状況が続いておるわけで、その面では、払ってもらいづらいという状況があるんですね。

で、私資料を見ましたら、18年度に4,412件の訪問がされておりました。21年度を見ましたら、12,630件の訪問がされていると。これは、件数だけでは何とも言い切れませんが、明らかに嘱託員も含めての数字でございますけれども、訪問回数が伸びているという感じがします。これは、相当の努力をしているというふうには私は見えておるんですけども、その結果が、先ほど申し上げた滞納金の解決額も2倍以上にふえているという実態を示しておるわけですから、そういう面で、収納部長としては、どのようにこの収納課の取り組みについて評価をしているかという点をお聞きします。

あわせて、市当局の側ですけども、市としても、このように滞納が以前よりも倍近い解決がされておるということに対して、どのように評価をしているのか。言うまでもありませんけれども、愛西市の各課の中で、滞納整理というのは大変困難な職場の一つだと思います。そういう点では、この評価を、市としての評価もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○収納担当部長（飯田十志博君）

先ほど、下村議員から申されましたように、大変伸びております。先ほど、少し述べさせていただきましたけど、19年度から徴収員の方を新たに雇っておりますので、その分でふえた関係もございまして、先ほど来申し上げておりますように、それぞれ過年度、それぞれ職員も夜間徴収等にも伺って、極力努力はいたしておりますので、その点については、私個人としても、高く評価しております。

市の評価ということでございまして、こちらにつきましても、徴収員の方、なれない嫌な仕事ではございまして、それぞれ訪問していただいて、徴収アップに御協力いただいているということで、感謝申し上げます。その対価としては少ないかもしれませんが、報酬費として、今回補正なんかをお願いしておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（下村一郎君）

部長には聞いたんで、市というのは、市長か副市長の見解を聞きたいということなんです。

○副市長（山田信行君）

立ちおくれまして、申しわけございませんでした。

私ども、この収納対策という関係につきましては、行財政の第2期推進計画の中にも目標値などを備えまして、収納率の向上に向けて取り組んでいるところでございまして、来年から加入いたします広域滞納整理機構への加入につきましても、そういった意味で、職員の資質向上だとか、そういった関係を目指しておりますので、今後につきましても、課税の公平化、収納の公平化という意味合いからも、力を入れて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

評価としては、収納課並びにこの部長の配下のもとに関係課の連係ができておまして、その成果が徐々に生まれてきているなど、そういった評価をいたしております。

○議長（大宮吉満君）

次に、6番・永井千年議員、どうぞ。

○6番（永井千年君）

それでは、基金の問題についてお尋ねをいたします。

財政調整基金と公共事業整備基金も含めて特別会計の関係の基金も含めまして、今、愛西市の基金の総額は、11月末で土地を除いて132億8,463万円となっております。今度の補正予算で13億319万計上するわけでありますので、単純に足し算をやりますと、145億8,783万円という数字となります。そして、22年度の予算の財政調整基金の取り崩し額が11億4,135万2,000円、予算が計上されておりますが、きょう時点で、いまだにこの取り崩しは実行せずに財政が回っているということですが、これから年度末にかけて、この財政調整基金の取り崩しをやらずに、新たに何か大きな事業が出てこない限りは、この取り崩しをやらなくても財政運営は行えるのかどうか。そうだとしたら、年度末に利子も含めて基金の総額というのは幾らになるのか、財政調整基金は幾らになるのか、現時点での見通しを説明していただきたいと思います。

また、この財政調整基金の取り崩しを計上するけれども、年度末には、やっぱり取り崩さなくてもよかったという、この最近の財政運営の状況の中には、国から来るお金をできるだけ低く見積もって、しかし最終的には、地方交付税なんかも3億、4億ふえて、結局取り崩しをしなくてもよかったと。ことしの場合については、斎場で非常に疑惑が指摘されましたけれども、最低制限価格きっかりで落札されたことによるお金が浮いた分、こういうものも含めて、今、現状があるのではないかというふうに思いますが、今後も、こうしたやり方の財政運営を続けていくのかどうか、説明をいただきたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

まず、御質問以外にいただきました財調の年度末の取り崩しの関係に、先にお答えをしたいと思っております。

ここ数年、最終的には国からの交付金等を受けまして、当初予算で取り崩しを予定しておりましたものを取り崩さないで済んだという傾向が続いているのは、おっしゃるとおりでございます。そして、議員の方からも御発言がございますように、現状としては、一応取り崩しをするという前提で予算の方を計上しております。と申しますのは、これ年度末で、いろんな予算はあるんだけど、実際現金がないという現象も出てきますので、当然、現金がないということは取り崩して、その基金を充当するという考え方を持ち合わせていかなければなりませんので、そういったような状況。それと、先ほど申された各種交付金、その中で特別交付税という問題もありますけれども、そういった状況もございますので、これは今現時点でどうなるかということについては、確定したことは申し上げることはできません。ただ、昨年からの流れでいきますと、最終的には、そういったような調整もとっておりましたのが現実でありますので、また、それは3月補正予算等々で御審議いただくような形になろうかと思っておりますので、その点、御理解がいただきたいと思っております。

それで、現時点での基金の最終的な状況はどうなるんだという御質問でございますけれども、あくまでも、現時点、12月補正、予算ベースですね。現時点での予算ベースで見込みの方を、それぞれの金額についてお答えをしたいというふうに思っておりますが、御了解いただきたい

のは、くどいようですけれども、12月補正時点での予算ベースで申し上げますので、年度末での残高を確定するものではないということだけ御了解がいただきたいと思います。

まず、財政調整基金の関係でございますけれども、最終的には約41億5,200万、減債基金につきましては約9,400万円、それから公共事業整備基金につきましては約23億1,600万円、地域福祉振興基金につきましては約7億3,000万円、ふるさと事業推進基金につきましては約3億1,700万円、地域づくり振興基金につきましては28億5,000万円、土地開発基金、これは土地と現金がございまして、現金分という形で一応お話をさせていただきたいと思います。現金分で約5億7,100万円、これが一般会計上の主な予算ベースで申し上げます基金の額でございます。それから特別会計、これも予算ベースで申し上げます。国民健康保険支払準備基金、これが約800万円、それから国民健康保険八開診療所運営準備基金、これが約1億7,900万円、それから、介護給付費準備基金が約3億3,900万円、農業集落排水事業等基金が約15億8,500万円、公共下水道事業基金、これが約9,600万円という、現時点では最終的にそんなような残高になるのではないかなど。そうして、この中で、当然利息分も含んでの予算ベースで先ほど申し上げております。なお、予算ベースでの利率につきましては0.45%という形で、それを含めてお答えをさせていただいておりますので、その点よろしく願いをしたいと思います。

○6番（永井千年君）

そうしますと、財政調整基金は、予算上取り崩し、11億計上されておりますので、その前提に立った場合には、予算上の見込み額というのは合計すると幾らになりますか。補正後の数字ね。

○企画部長（石原 光君）

それは、取り崩しを除いてというとらえ方でいいですか。取り崩しの現時点での、12月末現在での見込みでよろしいですか。全体ですかこれは。

この中に、まず現時点では利息分が一応組み込んでおりませんので、133億8,810万円というのが、まず一般会計、これ普通会計ベースですね。それと、国保会計等特別会計の方が、13億……。違う、違う、ごめんなさい。ちょっと、それは21年度末に、一応現状の積立額をプラスして計算をはじかなければなりませんので、先ほど申し上げた数字は、その積み立てた額と、それプラス利息分を含んだ数字で申し上げますので、ちょっとその辺だけ御理解いただいて、今、12月末現在の積立金をオンした数字、それをもう一度はじき直さなければいけませんので、後ほど、その辺のデータの的なものをお示ししたいと思っておりますので、それで御理解をいただけないでしょうか。

○6番（永井千年君）

はい、いいですよ。

○議長（大宮吉満君）

では次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

第2表の繰越明許費についてお伺いをしたいと思います。

今まで繰越明許というのは、3月で出てくるが多かったんですけども、これは斎場の周辺の道路で、私が何度も農振除外の手続逃れではないかということで裁判中のものだと思いますが、なぜ、この時期に補正予算で出てきたのか。そして、なぜ工事が予定よりおくれるのか、その辺について御説明をいただきたいと思います。

それから次に、自立支援教育訓練給付金について、少しお伺いをしたいと思います。

かなり看護師とか介護福祉士など専門的な仕事を、母子家庭のお母さんが勉強されているということはわかったんですけども、こういった制度の周知が、今どのように行われているのか。私、里親制度についても、愛西市では、その周知が大変欠けているなあというふうに思っているんですけども、こういった制度について、どこでどのように周知されているのか、お伺いをしたいと思います。

○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、お答えさせていただきます。

工事内容につきましては、斎場の周辺の道路でございますが、なぜこの時期にということでございますが、これにつきましては、まだ現在発注をしておりませんで、繰越明許をお願いしまして、工期を年度をまたいで設定をさせていただきたいということを考えておりますので、よろしく申し上げます。

なぜ工事がおくれるのかということでございますが、これにつきましては、斎場の工事が5月末ということでございますので、それまでの間、工事車両が通りますので、特に幹線道路につきましては、そのために舗装や区画線等が汚れることも考えられるということでございます。斎場の工事が終わった後にきちっと舗装の工事を完了したいということで、今回工事の方をおくらせていただくというものでございます。ただ、周辺道路につきましては年度内に完成ということで予定をしておりますので、よろしく申し上げます。

○福祉部長（加賀和彦君）

いろんな制度につきまして、特に母子家庭のこういった制度につきまして、ひとり親家庭に関する福祉の制度のしおりというのがございまして、窓口においてございますので、いろんなこういった相談ですとか、実際に離婚されまして手当の申請などにお越しになった場合に、お渡しをさせていただいております。また、随時、広報「あいさい」、今年度ですと22年4月に掲載をさせていただきましたわけですけども、そういうことで、一般にも周知をさせていただいております。

それから、児童福祉課に母子自立支援員を配置しておりまして、いろんな電話相談、窓口相談等ございまして、そんな中で、該当者には制度を周知させていただいております。

それから、母子寡婦福祉会がございまして、いろんな総会ですとか、いろんな会合がございまして、そういった場に出かけていって制度のお話をしたりということで、周知に努めているところでございます。

○3番（吉川三津子君）

質問ではございませんが、ぜひ、こういった制度を、もう少し市民の方にわかりやすいとこ

ろにというか、支援センターとか、保健センターとか、ファミリーサポートセンターとかいろんなところに、困った方って問い合わせに来ているんですが、いろんな母子家庭の方と、私も接点があるんですけど、こういった制度を知らない方がたくさんいらっしゃるということが実際にわかってきましたので、ぜひ周知に努めていただきたいということで、お願いしたいと思います。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第73号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第11・議案第73号：平成22年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・永井千年議員、どうぞ。

○6番（永井千年君）

議案第73号につきましては、医療費の伸びの問題、一般被保険者療養給付費、これの積算についてちょっと説明をいただきたいと思いますが、全国的には、今、前年度比の医療費の伸びというのが2%であったり、2.1%であったり、あるいは7月なんかは1.0%であったり、大体そういう数字が並んで、国保加入者の医療費については、大体そういう数字が出てきているというふうに思いますが、この愛西市の国保の医療費の動向というのは、そうした全国的な傾向と比べた場合に、どういうことが言えるのか説明をいただきたいと思います。

今回、その延長線上で1億4,000万円の計上がされておりますが、この積算根拠についても同時に説明いただきたいと思います。

○市民生活部長（篠田義房君）

それではお答えをさせていただきます。

議員から御質問のありましたように、今回、補正で1億4,000万円お願いをしております。これを22年度の10月末までの支払い実績、これは20億約4,000万円、同時期の、いわゆる21年10月末までの支払いについては19億6,120万円というふうになっておりまして、その比は1.04倍というふうになって、給付の不足が見込まれるということで補正をお願いしたわけなんです。

積算根拠をということでございますが、当初予算で37億6,000万円計上をさせていただきます、今の伸び率の状況から推測いたしまして1年間分を想定すると、1ヵ月の支払いの見込み額が3億2,500万円ほどになるのではないかという推測をして、年間、22年度に39億円必要として給付をしていかなきゃいかんだろうと見込み立てをしました。その39億から37億6,000万、これを差し引いた1億4,000万円、これを補正ということでお願いをいたしました。よろ



しくお願いをいたします。

#### ○6番（永井千年君）

つまり4%、愛西市の場合は伸びておると。これは全国的な平均の倍ぐらい、平均でいうと2%とかそこらの数字だろうというふうに思いますが、特別な、愛西市の場合に流行性の病気があったとかいうようなことがあれば、それは当然ふえるわけでありましてけれど、その4%になってきた理由というのは、どのように分析してみえるのでしょうか。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

議員質問の趣旨の中でも述べておりましたが、私ども新聞記事で、全国の医療費の伸びの関係は情報として得ております。ただ、先ほども1回目の答弁でさせていただきましたように、本年の10月末時期と昨年10月末時期の、いわゆる比率というんですか、それが実際に出た数字で、当愛西市につきましても細かい一つ一つのレセプトを全部当たったわけではありませんが、高齢化率の関係が高いと。あとは、お医者さんも結構市内等にも、普通の医院というところがありますし、近くにも大きい病院がありますが、いわゆる医療技術の関係で、それに伴ってお支払いいただく医療費の伸びが高いのではないかと、これも申しわけない、推測の段階ですけれども、想定をいたしました。先ほども積算根拠をお聞きになった折に、実際の10月までの実績と、それから先ほども申し上げたような理由で、22年1年間の医療費の関係はこれぐらいになるのではないかと推測した上でお願いをしておりますので、よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○3番（吉川三津子君）

毎回、電算の問題が出るとお聞きするんですけれども、私は、この電算の委託料というのは第2の公共事業ということで、大変気をつけて契約をしていかねばならない問題だと思っておりますけれども、こういったソフトについては、要求する品質に見合うような適正な設計額を見積もることが大変重要なわけなんですけど、今回、日本電算に随意契約をされるということですが、その日本電算に随意契約で出される、その理由についてお伺いをしたいと思います。

それから、開発構想、基本設計、詳細設計、プログラミング、デバッグのテスト等があるんですけれども、こういった人件費はどのように見積もっているのか、市場相場を調べた上で見積もったのか、価格決定までの手順についてどのような調査をされて決めたのか、お伺いをしたいと思います。

それから、このシステム改修ということなんですけれども、このシステムの改修の詳細について、入力画面がこうふえたとか、検索画面がふえたとか、帳票がこうふえたとかあると思っておりますけれども、その内容についてお伺いをしたいと思います。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

まず、日本電算、随契の理由という話なんですけど、補正予算を御審議いただいておりますので、まだ決定はいたしておりませんが、確かに私どもの考え方としては、住民記録関係の、い

いわゆる愛西市の電算の基幹系システムそのものが日本電算のものを使用していると。それに伴って、おのおのシステムを使って必要な資料を作成いたしております。

したがいまして、この補正予算が御議決いただきますれば、私どもとしても議員おっしゃったように、日本電算と随意契約を、先ほど申し上げたような理由で随意契約をお願いしてまいりたいなというふうに思っております。

それから、人件費の関係を市場相場等調査して決めたのかという御質問でございますが、そういうことは申しわけありません、やっております。今年の6月の、いわゆる非失業者の関係のシステムの改修の折にも同じようなことを申し上げたんですが、確かにプログラマーは、初級・中級・上級、そういう分け方がいいのかどうかわかりませんが、手なれた方と、あまり手なれていない方、いろいろな作業分野に分けて電算会社がやるように聞いておりますが、それを大体1時間8,000円ということで、少なくとも私どもが使っております日本電算の関係市町村については同じやり方であるというふうに、これは関係市町の方からも伺っております。

で、その改修に向けての内容ということなんですが、少し長くなりますがお許しをいただきたいと思えます。

まず、世帯情報の異動報告のデータ作成、これに大体29時間、それから個人情報の異動報告データの作成機能の改修で48時間、それから、各月の時点でのマスター作成機能改修作業が38時間、それから、同じくマスターメンテナンスの機能改修で24時間、それから異動判定機能の改修で12時間、それから連合会の、いわゆる外字の変換マスターの管理機能の改修作業で19時間、いわゆる外字の一覧表の作成改修作業の時間で12時間、それから、その移行準備作業や事前の整備作業、そういったもろもろの作業で53時間、これらのリリースをしていく時間、6時間、これすべて合わせますと241時間になります。先ほど私が申し上げましたように、1時間8,000円という数字を掛けていただいて消費税分の1.05を掛けていただくと、今回補正をお願いしております数字になります。

それが、改修の内容でございますし、積算の根拠ということでございます。よろしく願いをいたします。

### ○3番（吉川三津子君）

本当に、ここしかできないというふうな形になってしまうのがこの電算システムですので、幾らかかるかという見積もりをどうしていくのかというのが、本当に専門的知識を持たない職員の方でやっていくのは大変なことだろうということは思います。

で、この時間がこれだけかかるということとか、この示された金額に対して、前回もほかのことで質問したことがあるんですけども、どんな交渉事をしたのか、これが適正であると言い切れるような調査等はどのようにしたのか、その点をお伺いしたいなというふうに思います。

そして、あと市として福祉はここしかできないんだとか、ほとんどが、こういった電算が随契約の形になってしまっているのか、その点、市の今の状況についても、ちょっとお伺いをしたいと思えます。

### ○市民生活部長（篠田義房君）

とりわけ、私は電算関係は疎い方でございますが、議員御指摘のとおり、きちっとした答弁もできないかもわかりませんが、お許しをいただきたいと思えます。

先回の、いわゆる6月の補正のときも補正予算をお認めいただいて、その後、電算会社と契約をいたしました。で、8,000円の関係については、私も経済建設部におりましたので、例えば主任、例えば電気技師とか一般の普通電気技師だと、物価版等でこれこれであると。それを持ってこいというふうに話をしたんですが、そういったものはありませんので、愛西市さんだけでなく、一律、私どもとしてはこれをお願いをしておりますので、8,000円という線は、議員の御指摘のとおり、私どももいけなかったかもわかりませんが、譲られませんでしたので8,000円でやりました。

ただ、時間の短縮については、企業努力をせよと。たしか2時間か3時間短くせよというような形で契約した覚えがございますが、今回も、確かに議員御指摘のとおり、この作業が、例えば、一番最初の異動報告データが29時間、間違いなくかかるかということは、申しわけございません、確認が私どもとしてもできかねております。先ほど申し上げましたように、愛西市の、いわゆる基幹系のシステム本体そのものを、いわゆる日本電算のシステムを使っているといった長年の取引の中の信用関係で進めているというのが実情であります。ただ、契約については、先ほど6月議会の例も申し上げましたように、企業努力はできないかと、その辺の交渉は御議決いただきました後契約の際に、相手側と交渉はしてまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

#### ○副市長（山田信行君）

愛西市の電算業務は、すべてJ I P、日本電算なのかなということの御指摘でございますけれども、私ども、別系統で機能するようなシステムにおきましては、例えば、戸籍のシステムだとか、財務会計システム、こういったものも日本電算以外のところと委託しておりますし、下水道台帳のシステム、また道路台帳のシステム、そういったものも、それぞれ一番機能を発揮できるようなシステム会社と契約をして、今進めてきておるところでございますので、今後に当たりまして、そういった点を一層研究して進めていきたいと考えているところでございます。

#### ○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第74号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第12・議案第74号：平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第75号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第13・議案第75号：平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○14番（加藤敏彦君）

議案第75号についての質疑を行います。

今回の補正予算では、下水道事業の分担金、負担金が、大幅に増額補正となっております。分担金の方で265%の増額、負担金の方で348%の増額ですが、その理由はどのようなものによるのでしょうか。

それから、収納状況について、この分担金、負担金の収納状況についてお尋ねをいたします。

それから、あと10ページ15節の工事請負費の5,000万円の増額補正がありますが、工事の内容について説明を伺いたいと思います。

○上下水道部長（大島静雄君）

増額の理由でございますけれども、公共下水道供用開始の近隣市町などに収納状況を聞きまして、平成22年度の予算を計上してまいりました。予想以上に前納者、第1期分ではありますが、未納者が少なく増額の補正になったという理由でございます。

納入状況と市の対応につきましては、全体調整額でございますけれども、22年度の課税対象でございますが、2億9,225万8,700円でございます。収納額、これは22年の10月末でございますが、全体で1億4,429万4,340円でございます。

なお、当然ながら、このところで未納者ということも出てまいります。その関係でございますが、督促後の未納者の対応につきましては、未納者全件を訪問し、会えた方には分担金、負担金の御説明を申し上げ、公共下水道事業の必要性を説明し、納付を依頼いたしました。また、会えなかった方につきましては、手紙を投函し、納付に理解していただくよう対応をいたしました。以上でございます。

なお、工事の5,000万の関係でございますが、今までの整備区域のますの設置及び管の布設工事後、2億3,000万ほどがかかります。それから、今までの発注分の追加分ということで、2億7,000万ばかりかかるということでございます。

なお、この21年度までに整備した区域でございますけれども、北一色、須依、東保、勝幡、古瀬、千引、それぞれございますが、新築物件等の升の設置及び管の布設工事を行う分の補正予算を組む必要があったということで、この予算が出たわけでございます。以上でございます。

#### ○14番（加藤敏彦君）

今部長の方から、金額で状況を示していただきましたけれども、対象世帯でいくと、どのような数字になるのか、紹介をいただきたいと思います。

それから、また一番心配なのは、やはり、下水道事業が行われることによって、特にこの分担金、負担金というのは、想定されている方もありますし、そんなつもりはないというような方もありますが、未収の世帯、または未収の状況で、本当に払えない方の対応が非常に難しいわけですが、その状況と対応についての考えを伺いたいと思います。

それから、現在の公共事業の接続状況、今年度供用開始になりましたけれども、接続状況についても紹介いただきたいと思います。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

まず、接続状況から申し上げます。

これは11月30日現在でございますけれども、佐織地区、佐屋地区に分けて申し上げます。佐織が供用戸数が1,300戸でございますして、申請件数が385件、完了が318件、接続が24.5%です。それから佐屋が、供用戸数が1,200戸の申請件数が277、完了件数が201件で16.8、合計でいいますと、供用戸数が2,500、申請件数が662、完了検査が519、接続率が20.8%でございます。

それから、あとの関係につきましては担当課長から申し上げます。

#### ○業務課長（鈴木幸雄君）

御答弁を差し上げます。全体の世帯数でございますが、こちらの方につきましては、何通という形になってございまして、筆数でございますので、そちらの方で御勘弁をお願いしたいと思います。

2,397通でございます。そのうち、納期限内に納めて納付された方ですが、2,022名でございます。

なお、納期限内終了後、20日以内に督促状を発送してございます。こちらの方が375通でございます。

それから、こちらの方が、未収整理にいく前の間に入った方につきましては215名。先ほど部長が説明しましたとおり、160名の方につきましては、全世帯、職員が出向いて、説明及び郵便物でございますが、納付依頼をいたしました。それで、今現在、102件、102通でございますが、その方が、一応未収という形になってございます。それで、どうしても納めない方につきましては、3年以内をお願いするところではございますが、一応説明の方では、一応5年以内に分納誓約をお願いして、納付依頼をとっている次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○3番（吉川三津子君）

では、順次、質問させていただきますが、今回、5,000万円の追加の工事が予定されているわけですが、升の増設とか、管の布設工事とかがされるということなんです、これは、

毎年見込んでいるものなのか、想定外のものなのか、その点についてお伺いをしたいと思いません。

それから、今、愛西市の人口とか世帯数の増減なんですけれども、人口が減って世帯数がふえるといった、福祉の充実には大変やりにくいような推移をしているわけなんですけど、こういった世帯数の推移、今のこういった推移については、この公共下水道計画の中に盛り込み済みのことなのか、それについてもお伺いをしたいと思いません。

それから、あと、この農業集落排水の場合ですと、こういった管路等の工事まで個人の負担になり、こういった公共下水道については市の負担でやられるということですが、市民の方に、この不公平感を持たれないために、どのような説明責任を果たされるのか、それについてお伺いをしたいと思いません。

それから、今回の工事の中で、私、ちょっと環境問題で大変気になるのが、埋め戻しの土を、流用土から改良土に変える、そのために費用が発生しているということをお伺いしたわけなんですけど、石原産業のフェロシルト事件とか、鉄鋼スラグ事件、それから、今では、コンクリート殻にアスベストがまざるといった、大変そういったリサイクル材に問題が起きていて、いろんな市町村で、独自でこういった埋め戻し材を使うときの届け出とか、検査義務を条例で定めているところが多いんですけども、こういった改良土を使うに至った経緯と、この改良土が一体何物なのか、こういったものなのか御説明をいただきたいと思いません。

それから、あと県の方で、この流域下水道について今協議がされていると思いませんが、この協議の見通し、どんなことが協議されて、いつ結論が出るかについて、お伺いをしたいと思いません。こういった、県の協議が出るまで、次の工事、愛西市の工事はストップしておくのか、それとも進めるのか、その点についてもお伺いをしたいと思いません。以上です。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

大変多くございますので、順次、御説明申し上げます。

まず、公共汚水の升の追加工事の毎年ということですが、これにつきましては、平成21年度末より供用開始されております。実績はありませんけれども、平成15年度より工事着手して、21年度までの7年間、19件でございます。今年度の発注時までには6件の新築がございました。今年度の実績を踏まえまして、今後につきましては10件程度を見込んでおります。

第2点目の人口減少等々の問題でございますけれども、これにつきましては、全体計画は、計画区域で発生する汚水量等を求め、管路等の施設能力及び規模等を決定し、必要となる費用を試算し、計画するものでございます。

今回の見直しによりますマニュアルから算出いたしますと、将来は人口は減少になるという、先ほども申されましたように、将来は減少になるということになります。しかし、世帯数の増加及び高齢者の増加等が下水道事業に与えるわけではなく、全体計画は、人口等を考慮した汚水量で算出されます。人口は減少いたしますが、それに伴います管の口径の縮小、ポンプ場の数の減少、処理能力の縮小等施設の見直しもされ、全体事業費も縮減されることになるため、個人に係る負担がふえるものではございません。

その次に、農業集落排水と公共事業の税の公平と市民への説明責任ということでございますが、一つは、法的に整備される公共下水道事業と、そうでない農業集落排水事業の違いがございます。公共下水道は接続の義務があり、集落排水は接続を選択することができます。よって、集落排水地域内にお住まいの方は、合併処理浄化槽の設置でもよいわけですから、集落排水に加入し、接続を選択された場合には、接続するための負担は必要と考えております。

それから、流用土、改良土の変更ということでございますけれども、この点につきましては、基本的に工事の埋め戻しに使用する土の適用基準は、愛知県土木工事現場の方で必須に定められておりまして、工作物の埋め戻しにおいては、発生土の場合、コーン指数というのがございまして、このコーン指数とは地盤の強さを示す指標だそうでございます。車両の走行性や地盤のやわらかさの判定に用いられるということでございます。そのコーン指数が、この基準に合致しないということで、この今回の現場で発生した土には、その基準で示されておる数値に達していないということでございました。それに基づきまして、埋め戻しに使用するよう発生土を改良する必要が出てまいりました。発生土をリサイクルし、第2種改良土として埋め戻しに使用できるよう変更するものでございます。

また、購入土と比較して改良土の方が単価が高いにもかかわらず、改良土を使用しなければならないのは、会計検査院の指導によるもので、愛知県は、県内の資材に改良土の使用を義務づけておるものでございます。

続きまして、県が計画中だが検討内容ということでございますけれども、この点につきましては、全県域汚水適正処理構想は、各種汚水処理事業計画の上位計画に該当し、経済比較を基本としつつ、地域特性等を考慮し、効率的かつ適正な整備手法を選定することは、先に述べております。

構想は市町村が素案を作成し、県が取りまとめいたしますが、おおむね5年から7年ごとに見直しを行うものでございます。今回は平成23年に見直しをいたしますので、現在、処理構想原案を作成している段階でございます。検討順といたしましては、集落等の単位区域の設定、処理区域の設定、整備手法の選定、これにつきましては、公共下水道、集落排水、コミプラ、浄化槽等でございます。そのスケジュールにという進め方になると思います。

なお、策定した構想に基づき、既存の下水道基本計画を変更する必要がございます。今回の公共下水道で整備予定の区域については、同時に基本計画の見直しも行います。以上でございます。

### ○3番（吉川三津子君）

今回の追加工事の件なんですけれども、今後10件程度で見込んでいきたいというようなお話があったわけなんですけど、この公共下水道の計画がされたとき、こういった追加工事についての考え方というのは計画の中に示されていないのか、それを1点お聞きしたいと思います。

それから、あと先ほどからは、人口による汚水量を計算して運営していくから、こういうことが起きても負担がふえるわけではないという御説明があったんですけども、世帯数がふえれば、当然こういった管の設置とか、いろんな工事費がかさんでくるわけですが、そういった

ことで市の財政圧迫、そして市民の負担がふえるということに、私はつながると思うんですけども、私の考えが間違っているならば御指摘をいただきたいと思います。

それから、農業集落排水と公共下水道で、下水道法があって法律が違うということはわかっているんですけども、市民の方にとっては、なかなか法律が違うからといっても御理解がいただけることではないかなというふうに思うんですね。で、一方で、公共下水道の管が、公費で自分の家まで引かれ、一方では、農業集落排水につながらないまでも、合併浄化槽を自費で設置せねばならないといった問題が出てくるとは思います、その点、どういうふうに市民の方に御理解いただいたらいいのか、もう一度御説明をいただきたいと思います。

あと1点、今県の方で見直しがされているということですが、これによって愛西市の公共下水道の工事の進捗にどのような影響を与えるのか、再度御答弁いただきたいと思います。

**○上下水道部長（大島静雄君）**

まず、一番最後の問題でございますけれども、県の影響でございますが、影響はございません。

それから、計画の盛り込みにつきましては、計画につきましては、全体計画を見込んでの計画でございます。

それから、農業集落排水と公共下水道の市民への説明でございますが、先ほど来申し上げておりますように、法的の関係、または集落排水の関係は、公共事業と違ってまいります。ですから、その市民への説明につきましても、公共事業につきましては、いろんな工事内容につきまして、それぞれの説明を申し上げます。

集落排水につきましては、大体のところはほとんど終わっている状況でございますけれども、集落排水の状況につきましては、先ほど来申し上げておりますように、その集落排水区域内にお住まいの方は合併浄化槽の設置でもよいわけでございますので、集落排水に加入し、接続をされた場合には、接続時の負担金が必ず必要になりますよということの御説明は申し上げたいということで思っております。

**○議長（大宮吉満君）**

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第76号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第14・議案第76号：平成22年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~



◎日程第15・請願第3号及び日程第16・請願第4号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第15・請願第3号と日程第16・請願第4号を一括議題とし、質疑を行います。  
質疑がある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・委員会付託について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第17・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第63号から議案第76号、請願第3号、請願第4号、陳情第15号、陳情第16号、陳情第24号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大宮吉満君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月9日午前10時より再開しますので、よろしくお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後2時45分 散会

